

令和3年第1回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和3年3月8日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 2号 赤井川村使用料徴収に関する条例等の一部を改正する条例案について
- 第 5 議案第 3号 赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例の一部を改正する条例案について
- 第 6 議案第 4号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について
- 第 7 議案第 5号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第10号）
- 第 8 議案第 6号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第 7号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第 8号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第 9号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 第12 議案第10号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 令和3年度村政執行方針
- 第14 令和3年度教育行政執行方針
- 第15 議案第11号 令和3年度赤井川村一般会計予算
- 第16 議案第12号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第17 議案第13号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計予算
- 第18 議案第14号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算
- 第19 議案第15号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算
- 第20 議案第16号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計予算

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村 長	馬 場 希 君
副 村 長	大 石 和 朗 君
会 計 管 理 者	小 畑 信 幸 君
総 務 課 長	高 松 重 和 君
保 健 福 祉 課 長	藤 田 俊 幸 君
介 護 保 險 課 長	神 信 弘 君
産 業 課 長	秋 元 千 春 君
建 設 課 長	今 城 豪 君
教 育 長	根 井 朗 夫 君
教 育 委 員 会 次 長	谷 早 苗 君
代 表 監 査 委 員	大 西 敏 典 君
選 挙 管 理 委 員 会	
委 員 長	大 山 政 紀 君
農 業 委 員 会 会 長	阿 部 猛 君

◎議会事務局

事 務 局 長	瀬 戸 雅 哉 君
書 記	伊 藤 秋 恵 君

(午前10時02開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。長引くコロナ禍の影響の中で皆さん方大変なときを迎えているわけでございますけれども、皆さん方それぞれのお立場の中で精いっぱい頑張っておられますことに心からの感謝と敬意を申し上げるところでございます。

ただいまの出席議員数は8名です。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案15件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番、曾根敏明君及び3番、辻康君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月11日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月11日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますと思っておりますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和3年1月分の例月出納検査結果報告書並びに2月16日に実施いたしました定例監査結果報告書の提出がありましたので、2ページから3ページとして配付いたしております。

続きまして、村長より行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） おはようございます。それでは、私のほうから行政報告を3点申し上げさせていただきます。お手元の資料をお開きください。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行状況についてということで、1ページ目でございます。12月に報告した時点から決算見込みに変更があるもの、あと三次配分で新たに対象事業として整理したものをそれぞれまとめて掲載しております。読み上げながらご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行状況について。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした感染症拡大防止、雇用維持・事業継続、経済活動の回復、強靱な経済活動の構築に向けた各種事業の執行状況（2月末時点）についてご報告いたします。米印で、資料中の予算額は事業当初に予算計上した数値ですということで、上から、総務費関連としましては2件、中段、民生費関連で5件、農林水産業費関連では6件、次ページに入ります。商工費関連で9件、あと土木費、消防費でそれぞれ、消防費については災害対応関係ということで1件ずつという決算見込みになっています。あと、3ページ目に教育費として5件が決算見込みとして挙げられてございます。集計としまして、歳入として上段部分、一次配分、二次配分、三次配分ということで1億3,102万3,000円の歳入、予算執行見込額ベースの歳出として、全29事業で2億2,601万5,000円という見込みになってございます。赤字で書いてあるのが12月から追加変更になっている分というふうにご理解をいただきたいなというふうに思います。それぞれ内訳が掲載されてございますので、後ほどご確認をいただきたいなというふうに思います。本事業につきましては、まだ継続している部分もございますので、今後きちんと整理をした中で決算をしていくという格好になっております。これとは別ですけれども、三次補正分につきましては、以前皆さんにお話をさせていただいたとおり4月以降で、今月中にはご相談させていただくような場面を取ればなというふうに思っておりますので、臨時交付金関係については以上でございます。

続きまして、2番目の第四期赤井川村総合計画（後期基本計画）、第2期赤井川村創生総合戦略の策定及び赤井川村人口ビジョンの改訂についてということで、4ページ目をお開きください。総合計画の基本計画と赤井川村創生総合戦略の見直しの部分、それと人口ビジョンの改訂版ということで、それぞれ3冊お手元に資料としてお配りさせていただいております。4ページ、読み上げながらご報告をさせていただきます。

第四期赤井川村総合計画（後期基本計画）、第2期赤井川村創生総合戦略の策定及び赤井川村人口ビジョンの改訂について。

①として、第四期赤井川村総合計画（後期基本計画）の策定について。（1）、計画策定の目的。平成27年度に「基本的構想（平成28年度から令和7年度）」と「前期基本計画（平成28年度から令和2年度まで）」を策定し、現在まで村づくりを進めてきておりますが、令

和2年度が「前期基本計画」の最終年となったことから、さきに樹立されております令和7年度までの基本的構想の下、「後期基本計画（令和3年度から令和7年度）」を策定しております。（2）として、計画の構成と期間ということで、後期基本計画は、基本構想に基づくと共に、村民ニーズや社会環境の変化などを踏まえ、今後行う主な施策等を示しております。計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

②番目として、第2期赤井川村創生総合戦略の策定についてということで、（1）として、計画策定の目的。平成26年度に策定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年度に「赤井川村創生総合戦略」を策定しており、このたび、第四期赤井川村総合計画（後期基本計画）の策定に合わせ、計画の見直しを行ったものであります。（2）として、計画の構成と期間。本村の最上位計画である「第四期赤井川村総合計画（基本構想：平成28年度から令和7年度、後期基本計画：令和3年度から令和7年度）」に基づくものであり、後期基本計画の中から、人口減少の歯止めに向けて重点的・戦略的に取り組む施策を総合戦略に位置づけております。計画期間は、後期基本計画と同様に、令和3年度から令和7年度までの5年間ということで、総合計画に合わせた形で整理をしております。

③として、赤井川村人口ビジョンの改訂について。村の将来的な人口推計を行い、2060年までの長期的な人口展望を描くために「人口ビジョン」の策定を平成27年度に策定した「赤井川村創生総合戦略」と同時期に行っており、このたび、第2期赤井川村創生総合戦略の策定に併せ、直近人口データを活用して人口ビジョンを改訂したものです。2060年の将来人口推計を960人とし、目指すべき人口を1,000人程度としておりますので、後ほど計画の中身をご確認いただければというふうに思っております。

5ページには、これまでのそれぞれの策定の経過、各委員会の開催だとかそういったものが掲載されておりますので、後ほどご高欄いただければなというふうに思います。

最後になります。令和2年12月1日以降工事等発注状況でございます。一番最後のページになります。12月15日の社会保障・税番号制度（住民情報）システム改修業務から12月25日の水道施設ポンプ等更新工事の6件について工事の発注状況を掲載してございますので、後ほどご一読いただければなというふうに思います。

以上3件について行政報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め、質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第2号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第2号 赤井川村使用料徴収に関する条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第2号につきましては、所管する課が複数にわたる条例改正となっておりますので、私のほうからご説明させていただきたいと思っております。なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第2号 赤井川村使用料徴収に関する条例等の一部を改正する条例案について。

赤井川村使用料徴収に関する条例等の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月8日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、赤井川村使用料徴収に関する条例に廃止された公共施設が残存していること、併せて各公共施設に関する管理等に關する諸規程の整理を行うため、この条例を改正しようとするものであります。

議案38ページ目をお開きください。改正条例案第1条は、使用料徴収条例中に平成27年7月に廃止された児童館に関する規定が残っていたことから、これを削除すると共に、各小中学校に関する使用料を定める表中に落合住民センターが規定をされておりましたけれども、それを別に別表第6として規定を整理するものです。また、改正条例別表第11に規定する都運動公園に関しては、使用時間や住民団体の使用料の規定に関する定義を改正するものです。その他の表につきましては、文言等の整理となっております。

次のページをお開きください。改正条例第2条は、村立学校に関する条例の一部改正で、「使用承認」という字句を「使用許可」に改めるなど、文言の整理となっております。

次のページ、40ページ目になります。改正条例第3条は、生活改善センターの設置条例の一部改正で、前ページ同様の字句改正及び使用の制限に関する規定を項により定めていたものを条により整理する改正となっております。

次のページ、改正条例第4条は、村体育館設置条例の一部改正で、前ページ同様の改正となっております。

次のページへ進みます。改正条例第5条は、小公園設置条例の一部改正で、小公園使用に当たっての使用者の責務、独占使用の禁止及び使用許可を必要とするものを現状に即す形で改正するものです。また、改正条例第6条は、都地区多目的集会施設、都住民センター設置条例の一部改正で、使用の制限に関する規定を項により定めていたものを条により整理する改正となっております。

次のページになります。改正条例第7条は、落合地区住民センター設置条例の一部改正で、都住民センターと同様の改正です。また、改正条例第8条のコミュニティセンター設置条例の一部改正は、使用料の還付事由、管理の委託に関する規定について規則で定めるために削除する改正となっております。

次のページ、改正条例第9条は、山村活性化支援センター設置条例の一部改正で、先ほどの都住民センターと同様の改正です。

終わりになりますが、最終ページ、45ページになりますが、改正条例第10条は、高齢者・女性等活動支援センター、健康支援センター設置条例の一部改正で、文言の整理と併せ、

行為等の制限について規則で規定するため削除となり、改正を行うものです。

冒頭提案理由で申し上げましたが、各公共施設に関する管理等に関する諸規程の整理を行い、本年4月1日から施行するよう本条例改正を上程させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号 赤井川村使用料徴収に関する条例等の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第2号 赤井川村使用料徴収に関する条例等の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第3号 赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、ただいま上程いただきました議案第3号について説明させていただきます。

議案第3号 赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月8日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、新規就農者の定義及び支援条件等を見直して受入体

制の強化を図るため、この条例を改正しようとするものでございます。

なお、改正案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正点につきましては、改正要
点資料に沿って説明させていただきます。

3 ページをお開きください。改正条例案第2条では、受入れに当たっての年齢要件、経
営面積要件、営農資金に関する要件について、原則年齢は45歳未満としていた定義を、国
の支援策であります農業次世代人材投資事業の支給要件同様に49歳未満にということで4
歳延長し、また今までありました配偶者ですとか親族に関する要件を削除、面積要件につ
きましても、北海道の基準である2ヘクタールから、村の農業委員会で定めております権
利設定許可取扱方針と同様の50アール、0.5ヘクタールといたしまして、従来より1.5ヘク
タール緩和、就農資金に関しましては、借入金を前提とせず、自己資金ほか確保すること
を要件とする改正を行うものでございます。また、改正条例案第4条では、農業実習受入
れを行う農家に対しまして営農指導費として助成しているものを、農家のほか営農組織、
団体にも交付が可能となるよう支援条件の改正を行うものです。

なお、本条例の施行規則におきましても現行25万円の助成金の上限を最大60万円まで支
給できるよう改正を行う予定で、新年度予算のほうにも計上させていただいております。

このたびの改正につきましては、提案理由でも申し上げましたが、定義の見直しによる
新規就農者の受入要件の緩和、研修期間中の営農実習支援費の支給対象を拡大することで
受入制度の強化を図り、令和3年度からの研修生受入れから施行するよう本条例案改正を
上程させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいた
します。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

湯澤君。

○5番（湯澤幸敏君） 農地の下限についてお尋ねしますが、私のときは3ヘクタ
ール以上だったのです。今度50アールになったということで、参入がしやすいということ
で、その点は賛成なのですが、一方で施行規則に下限設定の理由というのがありますよ
ね、たしか。農地法の施行規則第3条か何かに。要は、農地が少ないと生産も少ない
だろうと。そうすると、なかなか農地経営をするのに難しいのではないかとということ
で下限を設定したと思うのです。それが、前は2ヘクタールですか、今回は50アールとい
うことで、どうしてそういうふうになったか。農業委員会もいろいろ議論されてこうなっ
たのだろうと思うのでそのことは尊重するのですけれども、なぜ50アールにしたのかとい
う経緯、その辺のところを説明いただけますか。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） もともと北海道全体で2ヘクタールという下限面積がありま
して、村のほうではたしか平成16年とか、当時政府の構造改革特区というふうな形で農地
の権利、使用貸借であるとか賃貸借の下限面積を0.3ヘクタール、30アールにした経緯がご

ざいます。今でも村のほうでは、もし農地を利用するだけであれば、賃貸借から始まって30アール、0.3ヘクタールの下限面積というのがございます。いろいろな議論の中で、例えば0.3ヘクタールから利用が始まって、農業ができる面積というのは大体5反だろうというような形になりまして、今から10年以上前に最低でも新規就農で入る面積は0.5ヘクタールというふうに定義、決めたところがございます。ほかにも農業の基本的構想という村の構想がございまして、その中で営農類型というのが8パターンほどあるのですが、0.3ヘクタールというものもあるのですが、ハウスでいくと0.5とかそういうのから始められるというような類型も設定しておりまして、いろいろな経過はあるのですが、10年ちょっと前、その頃に0.5というのを1つの新規就農の参入の目安とした経過がございます。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 0.5あれば経営的にやっていけるだろうという、そういう判断でしょうか。露地栽培ではなかなか難しいですね。施設栽培を重点的にやっていこうという、そういう政策なのかどうか、その辺どうですか。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 0.5ヘクタールというのは、施設栽培を想定して考えられている面積でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 自己資金についてです。自己資金の要件が借入金を前提としないというふうになって、研修及び営農開始に必要な自己資金等という書き方になっているのですけれども、具体的にどのくらいの額を研修及び営農開始に必要な自己資金と実際に設定されるのか、その辺金額についての目安というのはどのように持たれているのか教えてください。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 目安に関しましては、明確に規定しているものはないのですが、相談に来られた場合には2年間の研修プラス営農開始初年目を含めて大体500万円ほどというのは目安として伝えております。説明しております。ただ、それ以下の方ももちろんいらっしゃいましたし、ほとんどない中でどうかこうにか2年間の研修も含めた中で資金を確保したという方もいらっしゃいますので、明確に定義はございませんが、村のほうへいろいろと相談に来られる場合には、500万円ぐらいをめどにということとは説明しております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 今のご答弁の内容ですと、例えば500万円ないからといって就農、研修できませんよという話にはならないと理解してよろしいでしょうか。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） そのとおりです。各パターンによると思っております。

○議長（岩井英明君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第3号 赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第6、議案第4号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今城建設課長。

○建設課長(今城 豪君) ただいま上程いただきました議案第4号について説明いたします。なお、改正条例案の朗読はいたしません、新旧対照表並びに改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第4号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月8日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、村有住宅の老朽化に伴い住宅を解体したことにより、住宅戸数に変動が生じたため、この条例を改正しようとするものでございます。

議案の2ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でございます。今回の村有住宅管理条例の改正につきましては、先ほど申し上げたとおり住宅戸数の減によるものであり、新旧対照表のとおり、アンダーラインの昭和34年、昭和38年建設の赤井川地区2戸、昭和50年建設の都地区1戸の合計3戸を老朽化のために取り壊したことにより、右側の表アンダーラインの箇所が削除となっております。

議案3ページの改正要点資料を御覧いただきたいと思います。改正内容といたしましては、村有住宅の老朽化に伴い住宅を解体したことによる住宅戸数の変動となっております、本

条例改正による影響等も特にございませぬ。

以上、ご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第4号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第4号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号ないし日程第12 議案第10号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第7、議案第5号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

この際、日程第7、議案第5号から日程第12、議案第10号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第5号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第10号）、日程第8、議案第6号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第9、議案第7号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第8号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議案第9号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）及び日程第12、議案第10号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、ただいま上程いただきました議案第5号から第10号までの説明をさせていただきます。

まずは、令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第10号）でございます。1ページ目をお開きください。

議案第5号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第10号）。

令和2年度赤井川村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,569万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,681万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為、第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月8日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正のまずは歳入でございます。1款村税、既定額に606万2,000円を追加し、3億4,398万5,000円に、2項固定資産税737万3,000円の追加、4項村たばこ税131万1,000円の減額でございます。

2款地方譲与税、既定額に2,000円を追加し、5,467万4,000円にしようとするものでございます。3項森林環境譲与税の増額でございます。

3款利子割交付金、既定額から7万4,000円を減じ、7万6,000円にしようとするものでございます。1項利子割交付金の減でございます。

6款法人事業税交付金、既定額から157万3,000円を減額し、142万7,000円にしようとするものでございます。1項法人事業税交付金の減でございます。

13款使用料及び手数料、既定額から15万1,000円を減じ、3,168万2,000円にしようとするものです。1項使用料で22万8,000円の減、2項手数料で7万7,000円の増でございます。

14款国庫支出金、既定額に410万1,000円を追加し、4億7,896万3,000円にしようとするものでございます。2項国庫補助金で412万2,000円の増、3項委託金で2万1,000円の減でございます。

15款道支出金、既定額から183万5,000円を減じ、6,474万7,000円にしようとするものです。1項道負担金で35万2,000円の減、2項道補助金で148万6,000円の減、3項委託金で3,000円の増でございます。

次ページに入ります。16款財産収入、既定額に194万5,000円を追加し、1,624万5,000円にしようとするものです。1項財産運用収入で29万7,000円の増、2項財産売払収入で164

万8,000円の増でございます。

17款寄附金、既定額に4,052万9,000円を追加し、3億4,058万1,000円にしようとするものです。1項寄附金の増でございます。

18款繰入金、既定額に2,821万7,000円を追加し、3億3,484万2,000円にしようとするものでございます。2項基金繰入金の増でございます。

20諸収入、既定額に176万8,000円を追加し、6,014万6,000円にしようとするものでございます。1項延滞金加算金及び過料で7万1,000円の増、3項受託事業収入で97万円の増、4項雑入で72万7,000円の増でございます。

21款村債、既定額から329万7,000円を減じ、2億8,526万円にしようとするものでございます。

歳入合計、既定額に7,569万4,000円を追加し、3億1,681万円にしようとするものでございます。

続いて、4ページ目に入ります。歳出、1款議会費、既定額から180万円を減じ、4,672万3,000円にしようとするものでございます。1項議会費の減でございます。

2款総務費、既定額に1億5,011万5,000円を追加し、9億4,146万1,000円にしようとするものでございます。1項総務管理費で1億4,995万6,000円の増、2項徴税費で26万1,000円の減、3項戸籍住民基本台帳費で62万8,000円の増、5項統計調査費で3万8,000円の減、6項監査委員費で17万円の減でございます。

3款民生費、既定額から1,423万1,000円を減じ、3億6,059万5,000円にしようとするものでございます。1項社会福祉費で1,397万1,000円の減、2項児童福祉費で26万円の減でございます。

4款衛生費、既定額から718万5,000円を減じ、2億5,962万4,000円にしようとするものでございます。1項保健衛生費の減でございます。

5款農林水産業費、既定額から1,047万9,000円を減じ、1億3,078万9,000円にしようとするものでございます。1項農業費で669万1,000円の減、2項林業費で378万8,000円の減でございます。

6款商工費、既定額から277万9,000円を減じ、1億3,305万6,000円にしようとするものです。1項商工費の減でございます。

続きまして、7款土木費、既定額に273万1,000円を追加し、4億4,540万5,000円にしようとするものです。1項土木管理費で11万7,000円の減、2項道路橋梁費で22万5,000円の減、3項河川費で13万2,000円の減、4項住宅費で320万5,000円の増でございます。

8款消防費、既定額から164万円を減じ、2億1,320万1,000円に、1項消防費の減でございます。

9款教育費、既定額から1,106万5,000円を減じ、2億1,472万8,000円にしようとするものです。1項教育総務費で93万9,000円の減、2項小学校費で235万2,000円の減、3項中学校費で218万3,000円の減、4項社会教育費で211万円の減、5項保健体育費で276万6,000

円の減、6項公立学校施設整備費で71万5,000円の減でございます。

10款公債費、既定額から143万8,000円を減じ、2億3,018万9,000円にしようとするものです。1項公債費の減です。

11款予備費、既定額から2,653万5,000円を減じ、4,103万9,000円に、1項予備費の減でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額に7,569万4,000円を追加し、30億1,681万円にしようとするものでございます。

次ページ目に入ります。6ページ目をお開きください。第2表、繰越明許費。2款総務費、1項総務管理費で、高度無線環境整備推進事業費として1億1,390万2,000円、赤井川村テレビジョン放送局受信空中線輻射器修繕工事で330万円、3項戸籍住民基本台帳費で社会保障・税番号制度（住民情報）システム改修業務で221万7,000円、同じく（戸籍附票）システム改修業務で488万4,000円、続いて（戸籍情報）システム改修業務で149万6,000円でございます。7款土木費、4項住宅費、赤井川村移住・定住支援事業補助金で300万円、9款教育費、2項小学校費、赤井川小学校備品（学校保健特別対策事業）購入事業（その3）52万4,000円、都小学校後づけ式自動水栓購入事業17万2,000円、3項中学校費で赤井川中学校備品（学校保健特別対策事業）購入事業（その3）として68万6,000円、トータルで1億3,018万1,000円の繰越明許費を計上しております。令和2年度予算で令和3年度に実施する事業として繰越明許に計上させていただいております。

続きまして、7ページ目、第3表、債務負担行為。それぞれ事項、期間、限度額別に提案させていただきます。地域包括支援センター運営業務として、令和2年から令和3年度、3,402万9,000円、生活支援体制整備事業、期間を同じくして817万円、火葬場管理業務、期間を同じくして467万5,000円、資源リサイクル分別収集業務、期間を同じくして521万4,000円、一般廃棄物収集業務、期間は同じにして1,584万円、最終処分場管理業務、期間を同じくして1,977万8,000円、道の駅あかいがわ指定管理業務、期間は同じくして2,860万円、赤井川村構造改善センター指定管理業務、期間は同じくして1,322万円、生活改善センター管理業務、期間は同じくして518万1,000円、体育館管理業務、期間を同じくして651万2,000円で、合計で1億4,121万9,000円の債務負担行為を計上させていただいております。4月1日からの業務に支障がないよう3月中に契約等事務を進めるために必要な措置として措置させていただいております。

続いて、8ページ目、第4表、地方債補正です。変更のあった部分だけご説明をさせていただきます。起債の目的、限度額、起債方法、利率、償還方法については変更がないということで、それぞれの項目ごとにご説明をさせていただきます。過疎対策事業債、富田線道路改良工事として、補正前が1,770万、補正後として60万円増の1,830万円、すぐ下の下水道広域化推進総合事業施設整備事業として、限度額として140万円を補正後20万円減の120万円、続いて道営水利施設等保全高度化事業として、補正前が80万、補正後20万減の60万円に、基幹水利施設管理事業、補正前が480万円、補正後90万減の390万円、外国語指導

業務として570万円を補正後300万円減の270万円、過疎債合計で補正前1億7,020万円を370万円減の1億6,650万円に変更するものです。続いて、下段、緊急防災・減災事業債として、上段になります健康支援センター緊急発電用設備工事、補正前が4,330万円、補正後が140万円減の4,190万円にしようとするものです。緊急防災・減災事業債合計で補正前が4,750万円を140万円減の4,610万円にしようとするものでございます。続きまして、9ページ目、減収補填債ということで、補正前ゼロ、補正後180万3,000円の計上をしております。トータルで合計、補正前2億8,855万7,000円を補正後329万7,000円減の2億8,526万円にしようとするものでございます。これらの地方債補正につきましては、過疎債と防災・減災事業債、あと事業等の確定と起債枠調整に伴う変更ということになっております。減収補填債については、交付税、交付金等、減収分に充当する分として計上させていただいております。

今回の一般会計の補正予算につきましては、コロナ禍において歳入歳出事業確定等に伴う増減が主となっておりますけれども、特に歳入では基金繰入れ、ふるさと納税の増額分、支出においてもふるさと納税に係る経費がかなり多くを占めているという大きな金額になってございます。詳細については、副村長以下でご説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上ご決定をいただきたいというふうに考えております。

続きまして、令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算書（第3号）でございます。1ページをお開きください。

議案第6号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万9,000円を減じ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,086万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款後期高齢者医療保険料、既定額に29万6,000円を追加し、852万2,000円にしようとするものでございます。1項後期高齢者医療保険料の増額でございます。

4款繰入金、既定額から59万5,000円を減じ、1,222万8,000円にしようとするものでございます。1項一般会計繰入金の減でございます。

歳入合計、既定額から29万9,000円を減じ、2,086万8,000円にしようとするものです。

続いて、3ページ、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、既定額から29万9,000円を減じ、1,495万1,000円にしようとするものです。1項後期高齢者医療広域連合納付金の減でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額から29万9,000円を減じ、2,086万8,000円にしようとするも

のでございます。

詳細については、担当課長よりご説明をさせていただきます。

続きまして、令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）でございます。1ページ目をお開きください。

議案第7号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,072万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出、赤井川村長。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。1款国民健康保険税、既定額から154万2,000円を減じ、2,438万8,000円にしようとするものでございます。

1項国民健康保険税の減でございます。

4款繰入金、既定額から128万9,000円を減じ、2,699万1,000円に、1項他会計繰入金の減でございます。

6款諸収入、既定額に442万1,000円を追加し、442万6,000円に、1項延滞金及び過料で1万3,000円の増、3項雑入で440万8,000円の増。

歳入合計、既定額に159万円を追加し、6,072万8,000円にしようとするものでございます。

続きまして、歳出、3ページに入ります。1款総務費、既定額に159万円を追加し、6,002万円に、1項総務管理費で164万9,000円の増、3項審議会費で5万9,000円の減。

歳出合計、既定額に159万円を追加し、6,072万8,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長よりご説明を差し上げます。

続いて、令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算書（第3号）に入ります。1ページ目をお開きください。

議案第8号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度赤井川村の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ545万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,275万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出、赤井川村長。

次ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款サービス収入、既定額から11万8,000円を減じ、1,103万8,000円に、1項介護給付費収入で4万4,000円の減、

2 項介護予防・日常生活支援総合事業費収入で 8 万 4,000 円の減、3 項自己負担金収入で 1 万円の増でございます。

3 款繰入金、既定額から 534 万 8,000 円を減じ、3,052 万 8,000 円に、1 項一般会計繰入金の減でございます。

5 款諸収入、既定額に 8,000 円を追加し、81 万 4,000 円に、1 項雑入の増でございます。

歳入合計、既定額から 545 万 8,000 円を減じ、4,275 万 8,000 円にしようとするものでございます。

次ページに入ります。歳出、1 款総務費、既定額から 512 万 9,000 円を減じ、3,847 万 3,000 円に、1 項施設管理費の減でございます。

2 款事業費、既定額から 32 万 9,000 円を減じ、418 万 5,000 円にしようとするものです。1 項サービス事業費の減でございます。

歳出合計、既定額から 545 万 8,000 円を減じ、4,275 万 8,000 円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和 2 年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第 5 号）でございます。1 ページ目をお開きください。

議案第 9 号 令和 2 年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）。

令和 2 年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 321 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,775 万 4,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

地方債補正、第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 8 日提出、赤井川村長。

2 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、2 款繰入金、既定額から 191 万 1,000 円を減じ、2,823 万円にしようとするものです。1 項一般会計繰入金の減でございます。

5 款村債、既定額から 130 万円を減じ、2,170 万円に、1 項村債の減でございます。

歳入合計、既定額から 321 万 1,000 円を減じ、8,775 万 4,000 円にしようとするものでございます。

続いて、3 ページに入ります。歳出、1 款総務費、既定額から 5 万 2,000 円を減じ、939 万 2,000 円に、1 項総務管理費の減でございます。

2 款営繕費、既定額から 315 万 9,000 円を減じ、6,646 万 6,000 円にしようとするものでござ

ございます。1項営繕費の減でございます。

歳出合計、既定額から321万1,000円を減じ、8,775万4,000円にしようとするものでございます。

次ページに入ります。4ページ、第2表、債務負担行為。債務負担行為としては水道施設水質管理等業務として、期間は令和2年度から令和3年度まで、限度額の設定は2,058万1,000円でございます。

続いて、次ページに入ります。第3表、地方債補正。変更の部分だけ説明させていただきます。まずは、簡易水道事業債、赤井川村簡易水道事業地方公営企業法適用業務委託料として、補正前が300万円、補正後は130万円減の170万円でございます。合計としまして、補正前が2,300万円、補正後は130万円減の2,170万円になります。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

後ほど詳細については、担当課長より説明をさせます。

最後となります。令和2年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第2号）でございます。1ページ目をお開きください。

議案第10号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ366万1,000円を減じ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,418万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月8日提出、赤井川村長。

それでは、2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款国庫支出金、既定額に203万2,000円を追加し、1,003万2,000円にしようとするものです。1項国庫補助金の増額です。

4款繰入金、既定額から439万3,000円を減じ、6,078万5,000円にしようとするものです。1項一般会計繰入金の減です。

7款村債、既定額から130万円を減じ、170万円に、1項村債の減です。

歳入合計、既定額から366万1,000円を減じ、8,418万4,000円にしようとするものです。

続いて、3ページ、歳出に入ります。1款総務費、既定額から8万7,000円を減じ、376万3,000円に、1項総務管理費の減でございます。

2款営繕費、既定額から357万4,000円を減じ、5,947万5,000円に、1項営繕費の減でございます。

歳出合計、既定額から366万1,000円を減じ、8,418万4,000円にしようとするものでございます。

4 ページに入ります。第2表、債務負担行為の限度額の設定でございます。あかいがわアクアクリーンセンター管理業務として、令和2年度から令和3年度まで、限度額として2,449万7,000円を設定いたします。

続きまして、5 ページ目、第3表、地方債補正でございます。事業については1件で、変更がございます。下水道事業債、赤井川村公共下水道事業地方公営企業法適用業務委託料として、補正前300万の限度額に対して補正後は130万円減の170万円の限度額となります。合計も同額となっております。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上、議案第5号から第10号までの説明をさせていただきました。この後、副村長ほかで詳細について説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） ここで若干休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和2年度一般会計補正予算（第10号）の歳入についての説明をさせていただきます。なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の12ページをお開き願いたいと思います。2、歳入、1 款村税、2 項固定資産税、1 目固定資産税、既定額に737万3,000円を追加し、2億7,451万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、滞納繰越分の実績見込みに基づく増でございます。

1 款4 項村たばこ税、1 目村たばこ税、既定額から131万1,000円を減じ、420万円にしようとするものでございます。内訳は、実績見込みに基づく減でございます。

続いて、13ページ、2 款地方譲与税、3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、既定額に2,000円を追加し、467万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、額の確定による増でございます。

次に、14ページ、3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、既定額から7万4,000円を減じ、7万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、交付見込額の減によるものでございます。

続いて、15ページ、6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、既定額から157万3,000円を減じ、142万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、交付見込額の減によるものでございます。

次に、16ページです。13款使用料及び手数料、1項使用料、3目農林水産使用料、既定額に2,000円を追加し、133万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、利用実績見込みに基づく増減です。

同じく16ページ中段、13款1項6目教育使用料、既定額から23万円を減じ、6万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、利用実績見込みに基づく減でございます。

同じく16ページ下段、13款2項手数料、3目農林水産手数料、既定額に7万7,000円を追加し、18万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、実績見込みに基づく増でございます。

続いて、17ページです。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に284万9,000円を追加し、3億961万8,000円にしようとするものでございます。1節は、マイナンバーカード券面印刷機導入に伴う補助金の増、5節は、新型コロナ交付金三次配分による交付金の増で、国で規定する国庫補助事業の地方負担分が配分されるもの、6節については、補助金の額の確定に伴う減でございます。

同じく17ページ中段、14款2項2目民生費国庫補助金、既定額から50万9,000円を減じ、480万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る補助金の額の見込みによる減でございます。

同じく17ページ下段、14款2項4目土木費国庫補助金、既定額に54万4,000円を追加し、1億1,728万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、交付金の額の確定に伴う増でございます。

続いて、18ページです。14款2項5目教育費国庫補助金、既定額に123万8,000円を追加し、642万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、補助金の額の確定に伴う増減及び新規に感染症対策等の学校教育活動継続支援事業費補助金の計上によるもので、小中学校のコロナ対策に係る消耗品や備品購入費等が対象で、補助率は2分の1でございます。詳細につきましては、歳出の中で教育委員会より説明を申し上げます。

同じく18ページ下段、14款3項委託金、1目総務費委託金、既定額から2万1,000円を減じ、136万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、委託金の額の確定による減でございます。

続いて、19ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、既定額から35万2,000円を減じ、2,536万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、道負担金の額の確定による減でございます。

同じく19ページ中段、15款2項道補助金、1目総務費道補助金、既定額に2万4,000円を追加し、456万円にしようとするものでございます。内訳は、道補助金の額の確定による増減です。

同じく15款2項2目民生費道補助金、既定額から1万9,000円を減じ、193万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、道補助金の額の確定による減でございます。

同じく15款2項4目農林水産業費道補助金、既定額から132万3,000円を減じ、2,801万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、道補助金の額の確定による増減です。

同じく15款2項5目教育費道補助金、既定額から16万8,000円を減じ、54万円にしようとするものでございます。内訳は、道補助金の額の確定による減でございます。

続いて、19ページ下段及び20ページ上段にかけてです。15款3項委託金、1目総務費委託金、既定額に1万1,000円を追加し、178万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、交付金の額の確定による増でございます。

15款3項2目諸統計委託金、既定額から8,000円を減じ、156万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、各種統計委託金の額の確定による増減です。

次に、21ページに移ります。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、既定額に29万7,000円を追加し、56万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、基金利子の確定による増減でございます。

同じく21ページ中段、16款2項財産売払収入、1項不動産売払収入、既定額に164万8,000円を追加し、731万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、北海道新幹線トンネル工事における富田地区対策土受入地に係る立木補償による増でございます。設計の確定により取付道路造成に伴う2度目の補正となります。

次に、22ページに移ります。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、既定額に4,000万円を追加し、3億4,005万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、ふるさと納税の実績に伴う増でございます。

同じく22ページ中段、17款1項2目指定寄附金、既定額に52万9,000円を追加し、53万円にしようとするものでございます。内訳は、実績による増でございます。

続いて、23ページ、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額から6,800万円を減じ、1億300万円にしようとするものでございます。内訳は、特定目的基金の活用と予算調整による減でございます。

同じく23ページ中段、18款2項2目公共施設整備基金繰入金、新規に1億5,000万円を計上するものでございます。内訳は、令和3年度予算編成に当たりまして、財源不足により財政調整基金や減債基金より繰入れを行うのですが、そこに不足が生じてしまうため、本年度予算において公共施設整備基金より1億5,000万円を繰り入れ、2,270万円を本年度公共工事に財源充当し、残りの1億2,730万円を財政調整基金に積み増しするものでございます。

同じく23ページ中段、18款2項3目さくら・もみじ基金繰入金、既定額から135万7,000円を減じ、159万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、事業の確定による減でございます。

同じく23ページ中段、18款2項4目移住・定住支援事業基金繰入金、既定額に300万円を

追加し、900万円にしようとするものでございます。内訳は、個人住宅1戸の建設による増でございます。

同じく23ページ中段、18款2項5目森林環境譲与税基金繰入金、既定額から342万6,000円を減じ、124万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、事業費の確定による執行残を基金に積み立てるものでございます。

同じく23ページ下段、18款2項6目減債基金繰入金、既定額から5,200万円を減じ、7,000万円にしようとするものでございます。内訳は、先ほど公共施設整備基金で述べたとおり、特定目的基金の活用と予算調整による減でございます。

次に、24ページに移ります。20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、既定額に7万1,000円を追加し、7万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、村税延滞金の増によるものでございます。

同じく24ページ中段、20款3項受託事業収入、2目後志広域連合受託事業収入、既定額に97万円を追加し、3,773万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、受託事業量の額の確定による増でございます。

同じく24ページ中段、20款4項雑入、3目宝くじ交付金収入、既定額に141万3,000円を追加し、258万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、交付金の収入の額の確定によるものでございます。

同じく24ページ下段、20款4項6目雑入、既定額から68万6,000円を減じ、1,918万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、各種負担金等の額の確定や実績に伴う増減でございます。

続いて、25ページに移ります。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額から370万円を減じ、1億6,650万円にしようとするものでございます。内訳は、過疎対策事業に位置づけた事業費の確定に伴う増減でございます。

同じく25ページ中段、21款1項4目緊急防災・減災事業債、既定額から140万円を減じ、4,610万円にしようとするものでございます。内訳は、工事費の確定による減でございます。

同じく25ページ下段、21款1項8目減収補填債、新規に180万3,000円を計上するものでございます。内訳は、地方交付税の改正により、コロナ禍による法人税割、利子割交付金等の減収見込みの補填を行うものでございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、議会費及び総務課歳出予算についてご説明させていただきます。26ページ目をお開きください。

3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額から180万円を減額し、4,672万3,000円にしようとするもので、予算執行状況に応じて旅費等の不用額の減額を行うものです。

次のページから29ページ上段にかけてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に2,332万1,000円を追加し、3億7,573万3,000円にしようとするものです。主な補正内容は、歳入説明にもありましたが、ふるさと納税の増加に伴う7節報償費、11節役務費に関連費用としてお礼の品や募集代行、決済に係る費用を増額計上しております。また、12節委託料につきましては、平成28年度より公共交通利用策として実施しております中央バス赤井川線のバス回数券についてですが、コロナ禍により昨年3月よりバス利用が低迷し、回数券在庫の余剰を有していることから、新たな回数券作成を本年度は見合わせたことによる皆減としております。18節負担金補助及び交付金については、予算執行状況に応じた不用額の減額と中央バスに対する赤井川線運行経費補助金を増額しております。

29ページ中段になります。3目会計管理費、既定額から56万円を減額し、248万1,000円にしようとするものです。導入から5年を経過した財務会計システム使用料が減少したことにより減額するものです。

続きまして、下段から次のページへ進みます。4目財産管理費、既定額から58万4,000円を減額し、388万8,000円にしようとするもので、財産管理費の執行残を減額するものです。

続きまして、30ページの下段になります。5目財政調整基金費、既定額に1億2,762万7,000円を追加し、1億3,677万2,000円にしようとするものです。主な補正内容は、歳入説明にもありましたが、本補正予算により公共施設整備基金から1億5,000万円を繰り入れたうちの1億2,730万円を財政調整基金へ積み増しを行うものです。

次のページへ移ります。7目交通安全対策費、既定額から13万6,000円を減額し、235万6,000円とするもので、主な補正内容は、活動実績に応じて会計年度任用職員である交通安全指導員の報酬の減額と市街地の街路灯の修繕費を増額するものです。

続きまして、下段から32ページへ移ります。8目企画費、既定額に91万1,000円を追加し、2億149万9,000円にしようとするものです。主な補正内容は、3節及び4節は職員人件費の減額、7節報償費から11節役務費は、コロナ禍により神恵内村との地域連携事業や美しい村連合の各種事業が実施されなかったことによる関連予算の減額、12節委託料は、エネルギービジョン調査委託料の減額となっております。また、14節工事請負費につきましては、現在仮設アンテナにより応急対応しておりますが、去る1月20日に発生した雪害により故障した赤井川テレビ中継局の受信空中輻射器の修繕工事として330万円を計上しております。この工事費に関しては、加入している建物災害共済により補償される見込みとなっておりますが、保険給付は工事完了後になっているため、歳入予算につきましては新年度に入りましたら補正予算にて計上させていただきたいと思っております。

続きまして、33ページ中段になります。10目集会施設管理費、既定額から62万4,000円を減額し、1,005万5,000円にしようとするもので、旧都保育所の管理費用について、11月より北海道新幹線工事事務所として貸出しを行っているため、管理費用を減額するものです。

続きまして、13目特別定額給付金事業費、既定額に1,000円を追加し、1億1,852万4,000円とするもので、事業完了により減額補正を行いました。郵便料に不足が生じていたため、1,000円の増額補正をするものです。

次に、33ページ下段から34ページ上段へ移ります。2款2項徴税費、1目税務総務費、既定額から25万9,000円を減額し、1,360万5,000円とするもので、予算執行状況に応じて不用額を減額するものとなっております。2目賦課徴収費に関しても、既定額から2,000円を減額し、1,054万6,000円にしようとするもので、備品購入費の執行残を減額するものです。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、既定額に63万9,000円を追加し、3,864万6,000円にしようとするもので、予算執行状況に応じた不用額の減額と、歳入説明にもありましたが、12節委託料でマイナンバーカード券面印刷機を国庫補助により導入するための費用として新たに71万2,000円を計上しております。

次のページへ移ります。2目国民年金費、既定額から1万1,000円を減額し、58万5,000円とするもので、予算執行状況に応じて不用額を減額するものです。

次に、35ページ中段から36ページ中段へ移ります。2款5項統計調査費、1目各種統計調査費、既定額から3万8,000円を減額し、168万1,000円にしようとするもので、各種統計事業の終了に伴い執行残を整理するものとなっておりますが、国勢調査事務費の調整として事務消耗品費につきましては増額計上をしているものであります。

続きまして、2款6項監査委員費、1目監査委員費、既定額から17万円を減額し、79万5,000円にしようとするもので、予算執行状況に応じて不用額を減額するものです。

続きまして、56ページ目へお進みください。8款消防費、1項消防費、2目災害対策費、既定額から164万円を減額し、5,501万8,000円にしようとするものです。主な補正内容は、避難所であります健康支援センター緊急発電用設備工事に関する設計委託料と工事請負費を減額するものです。

続きまして、69ページへお進みください。10款公債費、1項公債費、1目元金、既定額に30万4,000円を追加し、2億2,244万4,000円にしようとするもので、10年前に借入れしました臨時財政対策債の利率見直しに伴う償還金の増額となっております。

次に、2目利子、既定額から174万2,000円を減額し、774万5,000円にしようとするもので、予算不用となった一時借入金に対する利子分として計上していた100万円を皆減し、臨時財政対策債利率見直しによる利子を74万2,000円減額するものです。

続きまして、70ページ目をお開きください。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から2,653万5,000円を減額し、4,103万9,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、終わりになりますが、72ページ以降に補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、議会費及び総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

37ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額から456万3,000円を減額し、1億1,377万3,000円にしようとするものです。内訳は、人件費で実績による減のほか、社会福祉（民生）委員費で、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が縮小されたことに伴い、歳入補正でも説明がありましたとおり、道からの活動負担金を減額しておりますが、こちらの負担金の取扱いにつきまして、これまでの村が直接活動に関する経費を支出する形から、交付金として民生委員児童委員協議会へ交付し、協議会で運用する形と改めるため、18節で民生委員児童委員協議会交付金を新設計上し、活動費に該当する項目をそれぞれ減額するものとなっております。このほか、12節委託料で障がい者計画等策定業務の委託料を当初予算より計上してはいましたが、こちらにつきましては直近で行われた類似するアンケートなどを活用した結果、所管する係にて策定のめどが立ちましたことから、皆減とさせていただくものです。なお、当該計画につきましては、今月下旬に開催する予定である保健福祉推進会議にて承認された後決定され、その後の議会にて行政報告させていただく予定となっておりますことを併せてご報告いたします。また、27節繰出金で128万9,000円の減、こちらは国民健康保険特別会計の一般会計繰入金予算減に伴い減額となっているものです。

次に、38ページをお開きください。2目老人福祉費、既定額から502万8,000円を減額し、4,741万円にしようとするものです。内訳は、18節、在宅高齢者除雪支援助成金で昨年度実績による予算に対して現状の執行金額と今期の積雪量から見込まれる今後の申請額推計によって増額するもののほか、介護保険サービス事業特別会計の繰入金予算減に伴い27節繰出金が減額となるものです。

次に、4目社会福祉施設費、既定額から6万6,000円を減額し、217万9,000円にしようとするものです。内訳は、寿住宅解体工事の執行残を整理するものとなっております。

続いて、5目後期高齢者医療費、既定額から406万9,000円を減額し、2,435万2,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の確定に伴う減額及び後期高齢者医療特別会計の繰入金予算減額に伴って27節繰出金が減額となっているものです。

次に、39ページの下段を御覧ください。2項児童福祉費、3目保育所運営費、既定額から26万円を減額し、4,932万円にしようとするものです。内訳は、次のページに移りまして、人件費の実績による増減のほか、新型コロナウイルス感染症の影響によりバス遠足が中止になったことによる13節使用料及び賃借料で車借り上げ料の皆減及び新型コロナウイルス感染症対応事業として実施した、14節工事請負費で保育所空調整備工事費の執行残を整理するものとなっております。

続きまして、41ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総

務費、既定額から6万8,000円を減額し、2,331万2,000円にしようとするものです。内訳は、人件費で実績による増減となっております。

2目予防費、既定額から50万9,000円を減額し、1,312万8,000円にしようとするものです。内訳は、新型コロナウイルス感染症対応事業として2月臨時会で計上しました全住民分のクーポン券印刷業務委託料及び発送に要する郵便料につきまして、一般の方へのご案内が年度内に実施できないことが確実となったことから、こちらを新年度に実施する部分として減額しようとするものとなっております。また、ワクチン接種体制確保事業として、10節需用費で消耗品2万4,000円を新規に計上しております。

次に、3目環境衛生費、既定額から663万3,000円を減額し、1億7,265万1,000円にしようとするものです。内訳は、人件費で実績による減額のほか、次のページに移りまして、18節負担金補助及び交付金で各負担金額の確定に伴って減額するもの及び27節繰出金で630万4,000円の減、こちらは簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計の一般会計繰入金予算額の減に伴って減額しようとするものとなっております。

4目診療所費、既定額に2万5,000円を追加し、4,184万4,000円にしようとするものです。内訳は、人件費の実績による増減となっております。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

39ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、既定額から23万8,000円を減額し、5,217万2,000円にしようとするものです。内訳は、会計年度任用職員の人件費を実績により減額しようとするものです。

3款1項7目地域支援事業費、既定額から7,000円を減額し、4,625万3,000円にしようとするものです。内訳は、シルバーハウジング生活援助事業の実績による消耗品費、光熱水費、電話料金の増額及び修繕費を減額しようとするものです。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

43ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、既定額から30万5,000円を減額して823万6,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の人件費につきまして3節職員手当等、4節共済費を支給実績により合計4万7,000円の減額、細目2の農業委員会費、細目3の農業者年金受託事業費では執行実績に基づきまして8節旅費ほか各節を減額整理しようとするものでございます。

43ページ下段から44ページになりますが、2目農業総務費、既定額から63万6,000円を減額して2,901万6,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の人件費につきまして2節給料、3節職員手当等、4節共済費を支給実績により合計37万2,000円の減額、細目2、農業調査費、細目3、農業後継者育英対策費、細目4、経営所得安定対策事業費に関しましても執行実績に基づきまして8節旅費ほか各節を減額整理しようとするものでございます。

45ページから46ページに参ります。3目農業振興費、既定額から329万2,000円を減額して3,155万4,000円にしようとするものです。主な補正内容は、細目2の農業振興対策費におきましては18節負担金補助及び交付金で村農業振興対策事業補助金の実績確定による減額、24節積立金では農作物価格安定基金の積立金の増額、これは後ほど説明します農業振興センター運営補助金の執行残分105万7,000円を積立てするものでございます。このほか細目3の環境保全型農業直接支援対策事業費、細目4、農業次世代人材投資事業費、細目5、加工施設維持管理費、細目7の新型コロナウイルス感染症対応事業費で実施した耕作放棄地解消モデル事業につきましては事業実績に基づき減額整理しようとするものでございます。

46ページ中段になりますが、4目畜産業費、既定額から1万5,000円を減額して28万9,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、8節旅費以下、執行実績に基づきまして減額整理しようとするものでございます。

同じく下段になります。5目農地費、既定額から72万9,000円を減額して605万7,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、8節旅費ほか、各事業の執行実績に基づき各節を減額整理しようとするものでございます。

47ページ中段に参ります。6目農業経営基盤強化促進事業費、既定額から5万5,000円を減額して4万5,000円にしようとするものです。主な補正内容は、8節旅費ほか、各節につきまして執行実績に基づき減額整理しようとするものでございます。

48ページに参ります。7目農業振興センター管理費、既定額から121万6,000円を減額して1,302万円にしようとするものでございます。補正内容は、14節工事請負費で農業振興センター外壁・屋根塗装工事の執行残15万9,000円、18節負担金補助及び交付金では農業振興センター運営補助金の執行残として105万7,000円を減額しようとするものでございます。なお、補助金の減額分は、農作物価格安定基金へ新規積立てするよう予算計上しております。

続いて、8目地籍調査成果管理費、既定額から4万6,000円を減額して129万6,000円にしようとするものです。補正内容は、12節委託料で地籍地番の異動修正を行う委託事業の執行残となります。

48ページ下段から49ページになります。9目水利施設管理費、既定額から39万7,000円を減額して2,170万7,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1、人件費におきましては報酬、共済費を支給実績に基づき合計18万5,000円の減額、落合ダムの維持管理を行

う細目2、基幹水利施設管理事業費では執行実績に基づき総額で27万円の減額、細目3の畑かん施設管理事業費におきましては実績に基づく減額のほか、24節積立金では確定した今年度の畑かん使用料から執行経費を差し引いた106万円を、利子減額分1万円を引いて総額105万円を畑地かんがい排水施設管理基金の積立金に増額しようとするものでございます。

同じく49ページ下段から50ページになりますが、2項林業費、1目林業総務費、既定額から378万8,000円を減額して1,956万9,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1、林業振興費、細目2、土地利用規制等対策事業費、細目3、有害鳥獣駆除費、共に執行実績に基づき減額整理しようとするものですが、24節積立金に関しましては森林環境譲与税の増額により、基金も同額2,000円を増額して積み立てるものでございます。

51ページになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額から5万6,000円を減額して3,634万1,000円にしようとするものです。補正内容は、人件費といたしまして給料、共済費の支給実績により3万6,000円の減額、細目2の商工労働費では8節旅費ほか、執行実績に基づき減額整理しようとするものでございます。

同じく51ページ中段から52ページになりますが、2目観光費、既定額から377万1,000円を減額して4,373万3,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1、人件費では支給実績により総額49万7,000円の減額、細目2、観光振興費、細目4、地域おこし協力隊員活動費では執行実績に基づき減額整理しようとするもので、特にカルデラの味覚まつりの補助金に関しましては開催中止に伴う補償などを行うなどし、31万7,000円を執行し、338万3,000円の減額となっております。52ページの細目3、道の駅あかいがわ施設管理費につきましては、執行実績による減額のほか、10節需用費では修繕費を40万円追加計上しようとするものでございます。

53ページです。3目小公園管理費、既定額から45万2,000円を減額して3,663万5,000円にしようとするものです。主な補正内容は、公園維持管理に係る経費につきまして10節需用費ほか各節を執行実績に伴い減額整理しようとするものでございます。

下段になります。4目保養センター費、既定額に150万円を追加して1,634万7,000円にしようとするものです。補正内容は、10節需用費で修繕費を150万円計上しようとするものでございます。

以上で産業課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

54ページをお開きいただきたいと思います。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額から11万7,000円を減じて1,072万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、4節共済費で8万4,000円の減額、12節委託料で執行残で3万3,000円の減額でこ

ございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、既定額から22万5,000円を減じて6,136万円にしようとするものでございます。内訳は、4節共済費で7万1,000円の減額、12節委託料で執行残で15万4,000円の減額でございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款3項河川費、1目河川総務費、既定額から13万2,000円を減じて1,445万9,000円にしようとするものでございます。14節工事請負費で執行残で13万2,000円の減額でございます。

55ページを御覧いただきたいと思います。7款4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に320万5,000円を加えて1億2,730万7,000円にしようとするものでございます。内訳につきましては、3節職員手当で5万5,000円の増額、4節共済費で8万6,000円の減額、18節負担金補助及び交付金で300万円の増額、この増額につきましては移住・定住支援の申込み1件に対して交付するための増額でございます。21節補償補填及び賠償金で23万6,000円の増額、これにつきましては村営住宅建て替え事業等に伴う移転料でございまして、対象者が2件ございまして、今回新しく緑丘団地に引っ越しするための移転補償費でございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 谷教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私から一般会計補正予算歳出の教育費に係る部分についてのご説明を申し上げます。

予算書の57ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、既定額から22万円を減額し、103万5,000円にしようとするものです。内訳は、予算執行状況に応じ旅費などの不用額を整理したものです。

続いて、9款1項2目事務局費、既定額から71万9,000円を減額し、3,614万6,000円にしようとするものです。内訳は、職員人件費の減額及び予算執行状況に応じ負担金及び補助金などの執行残を整理したものです。

58ページ下段になります。続いて、9款2項小学校費、1目学校管理費、既定額に78万7,000円を追加し、3,733万5,000円にしようとするものです。内訳は、各学校が感染症対策等を徹底しながら児童生徒の学習保障をするための取組を実施するに当たり、学校教育活動の円滑な運営を支援する経費として、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業に補助率2分の1で各学校に40万円ずつの国庫補助金が交付されることから、それに係る経費として10節需用費及び17節備品購入費を計上したことによる増です。補助残分の経費については、第三次で配分される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定です。あとは10節需用費で都小学校の体育館舞台照明昇降装置の不具合による修繕、12節委託料で赤井川小学校エアコン設置に伴う設備容量変更による電気保安管理業務委託料を増額し、赤井川小学校公員、都小学校公員の人件費及び予算執行状況に応じ各委託料などの執行残を整理したものです。

60ページ下段になります。続いて、9款2項2目教育振興費、既定額から313万9,000円を減額し、1,384万円にしようとするものです。内訳は、1節報酬、3節職員手当等、8節旅費になりますが、赤井川小学校に2人、都小学校に1人配置されている学習支援員が、国の補助事業を活用し、北海道教育委員会で新型コロナウイルス感染症対策に係る学校現場への人的支援と子供たちの学びの保障のため学校へ配置する学習指導員及びスクールサポートスタッフとしてそれぞれ任用されたことから、9月23日からの人件費の約7割が道費で措置され、減額を行うものです。あとは予算執行状況に応じ、車借り上げ料などの不用額を整理したものです。

62ページ中段になります。続いて、9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額に43万9,000円を追加し、1,878万6,000円にしようとするものです。内訳は、9款2項1目と同じく、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業に国庫補助金が交付されることから、それに係る経費として10節需用費及び17節備品購入費を計上したことによる増です。あとは10節需用費で電気料の不足、12節委託料で赤井川中学校エアコン設置に伴う設備容量変更による電気保安管理業務委託料を増額し、赤井川中学校公員の人件費及び予算執行状況に応じ各委託料などの執行残を整理したものです。

63ページ中段になります。続いて、9款3項2目教育振興費、既定額から262万2,000円を減額し、2,168万8,000円にしようとするものです。内訳は、来年度進学に伴い中学校に知的障害の特別支援学級が新設されることによる教材費の消耗品費の増額を、あとは中学校体育連盟全道全国大会参加補助金及び予算執行状況に応じ車借り上げ料などの不用額を整理したものです。

64ページ中段になります。続いて、9款4項社会教育費、1目社会教育総務費、既定額から191万9,000円を減額し、910万7,000円にしようとするものです。内訳は、1節報酬、放課後子ども教室指導員の報酬については、当初予算では1日2.5人で計上していましたが、2人で運営した結果による執行残が主な減額です。10節需用費では、小学校の学習指導要領改訂に伴い小学校第3学年と第4学年で使用する社会課副読本の見直しを行ったことから、印刷製本費を増額計上しました。あとは予算執行状況に応じ旅費などの不用額を整理したものです。

65ページ下段になります。続いて、9款4項2目社会教育施設費、既定額から19万1,000円を減額し、802万3,000円にしようとするものです。内訳は、予算執行状況に応じ生活改善センターの需用費などの不用額を整理したものです。

66ページ上段になります。続いて、9款5項保健体育費、1目保育体育総務費、既定額から53万9,000円を減額し、267万7,000円にしようとするものです。内訳は、11節役務費、教職員人間ドック検査料に不足が生じることから一部増額計上し、あとは予算執行状況に応じ報償費などの不用額を整理したものです。

67ページ中段になります。続いて、9款5項2目体育施設費、既定額から147万8,000円を減額し、1,684万4,000円にしようとするものです。内訳は、村営プールの電気料に不足

が生じることから一部増額計上し、あとは予算執行状況に応じ需用費などの不用額を整理したものです。

続いて、9款5項3目学校給食費、既定額から74万9,000円を減額し、1,921万7,000円にしようとするものです。内訳は、予算執行状況に応じ学校給食費に係る負担金などの不用額を整理したものです。

68ページ中段になります。続いて、9款6項公立学校施設整備費、1目公立学校施設整備費、既定額から71万5,000円を減額し、3,003万円にしようとするものです。内訳は、赤井川村立学校空調設備導入工事費の執行残を整理したものです。

以上で教育委員会所管の歳出についての説明を終えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 昼食休憩に入ります。

午後 0時02分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算書の6ページをお開きください。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目保険料、既定額に29万6,000円を追加し、852万2,000円にしようとするものです。内訳は、保険料滞納繰越分の収納実績により増額するものです。

続いて、7ページを御覧ください。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から59万5,000円を減額し、1,222万8,000円にしようとするものです。内訳は、基盤安定負担金の確定により、その他一般会計繰入金額を整理するものとなっております。

続いて、8ページをお開きください。3、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、既定額から29万9,000円を減額し、1,495万1,000円にしようとするものです。内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い整理しようとするものです。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく保健福祉課所管の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

予算書の6ページをお開きください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、既定額から154万2,000円を減額し、2,438万2,000円にしようとするものです。内訳は、現年課税分の賦課額確定と収納見込みにより減額す

るもの及び滞納繰越分の収納実績により増額するものとなっております。

続いて、7ページを御覧ください。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から128万9,000円を減額し、2,699万円にしようとするものです。内訳は、これまでの繰越金及び諸収入の収入実績によりその他一般会計繰入金額を調整するものとなっております。

続いて、8ページをお開きください。6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金、既定額に1万3,000円を追加し、1万4,000円にしようとするものです。内訳は、国民健康保険税延滞金の収入実績により増額しようとするものです。

3項雑入、3目広域連合支出金、既定額に440万8,000円を追加し、440万9,000円にしようとするものです。内訳は、前年度における後志広域連合国民健康保険分賦金の精算により生じた還付金を計上しようとするものとなっております。

続いて、9ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から7,000円を減額し、474万1,000円にしようとするものです。内訳は、職員人件費の実績により増減するものとなっております。

2目広域連合負担金、既定額に165万6,000円を追加し、5,456万3,000円にしようとするものです。内訳は、後志広域連合分賦金の確定に伴い必要額を増額しようとするものです。

3項審議会費、1目審議会費、既定額から5万9,000円を減額しようとするものです。皆減となった理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により審議会を招集せずに書面開催としたため、報酬や費用弁償、会議開催に要する経費が発生しなかったことによるものです。

なお、11ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険課所管の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

6ページをお開きください。2、歳入、1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス等収入、既定額から27万5,000円を減じて231万9,000円にしようとするものです。内訳は、居宅介護サービス等収入の利用数の減によるものでございます。

1款1項2目地域密着型介護サービス費収入、既定額に23万1,000円を追加し、618万3,000円にしようとするものです。内訳は、地域密着型介護サービス費収入の利用数の増によるものです。

1款2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入、1目介護予防・日常生活支援総合事業費収入、既定額から8万4,000円を減じて134万6,000円にしようとするものです。内訳は、介護予防・日常生活支援総合事業費収入の利用数減によるものです。

1款3項自己負担金収入、1目自己負担金収入、既定額に1万円を追加し、119万円にし

ようとするものです。内訳は、1節、現年度分の居宅介護サービス自己負担金の減、3節、現年度分地域密着型介護サービス自己負担金の増、5節、現年度分介護予防・日常生活支援総合事業自己負担金の減で、それぞれ実績見込みにより増減するものです。

次に、8ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から534万8,000円を減額し、3,052万8,000円にしようとするものです。内訳は、一般会計繰入金の減額でございます。

続いて、9ページを御覧ください。5款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額に8,000円を追加し、81万4,000円にしようとするものです。内訳は、通所介護等給食サービス利用料の増、訪問・通所介護費用公費負担金及び会計年度任用職員雇用保険料負担金の減、それぞれ実績見込みによるものでございます。

次に、10ページをお開きください。3、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、既定額から512万9,000円を減額し、3,847万3,000円にしようとするものです。主な理由は、会計年度任用職員の人件費についてデイサービスセンター介護員の7月から1月まで欠員となっていた7か月分と訪問介護事業所介護員の4月から欠員の12か月分を減額するもののほか、10節で光熱水費の減、11節で電話料の減、12節委託料を執行残及び見込みにより減額するものです。

続いて、11ページを御覧ください。2款事業費、1項サービス事業費、1目デイサービス事業費、既定額から26万8,000円を減じて399万円にしようとするものです。内訳は、10節、消耗品費、食糧費、燃料費、修繕費の減及び12節、給食サービス事業委託料で食数が増えることにより増額しようとするものです。

2款1項2目訪問介護事業費、既定額から6万1,000円を減額し、19万5,000円にしようとするものです。内訳は、10節で消耗品費、燃料費、修繕費を実績見込みにより減額しようとするものです。

11ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私から赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。

8ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から191万1,000円を減じ、2,823万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の減額でございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。5款村債、1項村債、1目簡易水道事業債、既定額から130万円を減じ、170万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節簡易水道事業債の減額でございます。これは、業務委託料の確定に伴う起債額の調整でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から5万2,000円を減じて939万2,000円としようとするものでございます。4節共済費で2万1,000円の減額、26節公課費で3万1,000円の減額、26節公課費につきましましては、消費税を申告し、確定したものでございます。

11ページを御覧いただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額から315万9,000円を減じて6,646万6,000円にしようとするものでございます。10節需用費で31万円の増額、これにつきましましては各水道施設修繕費の不足が見込まれることから増額するものでございます。12節委託料で193万8,000円の減額、これにつきましましては各委託料の執行残による調整でございます。14節工事請負費で153万1,000円の減額、これにつきましても各工事請負費の執行残による調整でございます。

13ページからの給与費明細書につきましましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終了いたします。ご審議方よろしくお願いたします。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

8ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、既定額に203万2,000円を加えて1,003万2,000円としようとするものでございます。1節公共下水道補助金で203万2,000円の増額、これにつきましましては下水道事業の額が確定となり増額するものでございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から439万3,000円を減じて6,078万5,000円としようとするものでございます。1節一般会計繰入金で439万3,000円の減額でございます。

10ページを御覧いただきたいと思います。7款村債、1項村債、1目下水道事業債、既定額から130万円を減じて170万円とするものでございます。1節下水道事業債で130万円の減額、これにつきましましては業務委託料の事業確定に伴う起債額の調整でございます。

11ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から8万7,000円を減じて376万3,000円としようとするものでございます。4節共済費で1万7,000円の減額、26節公課費で7万円の減額、26節につきましましては先ほどと同じように、消費税を申告し、確定した額でございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額から357万4,000円を減じて5,947万5,000円としようとするものでございます。12節委託料で316万円の減額、これにつきましましては各業務委託料の執行残により調整するものでございます。14節工事請負費で28万6,000円の減額、これにつきましても下水道施設維持管理工事費の執行による執行残の調整でございます。17節備品購入費で12万8,000円の減額、これにつきましても発電機購入事業の執行による執行残の調整でございます。

14ページからの給与費明細書につきましましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終了いたします。ご審議方よろしく願います。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 一般会計の3ページです。歳入合計のところで、多分村長は言い間違えだと思うのですが、声に発出しましたので、確認をさせてください。合計のところを、30億というのを3億飛んで1,600万というふうに私の聞き間違えではなければおっしゃったと思うのですが、訂正とかではなくて確認だけ。30億ということによろしいのですよね。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 今、副村長に確認しまして、言い間違えていたということなので、訂正させていただきたいと思います。失礼しました。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議案第8号、介護保険サービス事業特別会計についてです。10ページになります。人件費、報酬の欄が減額になっておりまして、ご説明では介護員2名分の欠員、それぞれ7か月、12か月分の減額というご説明だったと思います。2名の介護員さんという説明でしたが、それぞれのポジションが欠員の状態なのかお聞かせください。なぜかと申しますと、そもそも配置基準すれすれの人数というか、配置基準の定数でしか職員さん配置していなかったと思うので、1人でも欠けると配置基準に満たなくなるのではないかという心配がありますので、その点についてご説明いただきたいのと、欠員になっている理由についてどのように分析されているかお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 2名の欠員の分につきましては、まず1名がデイサービスセンターの介護員1名となっております。もう一名が訪問介護事業所のヘルパーさんの部分になりまして、1名欠員となっている状況でございます。

配置基準を満たしていないのではというご心配の関係なのでございますけれども、それにつきましては、今現在LSA、生活援助員の方を兼務として訪問のほうの事業も携わっていただいているという形と、会計年度任用職員、時間給で来ていただいている方がいますので、その2名でカバーをしているところでございます。募集を継続して行っているのですが、なかなか確保できていない状況ではございますが、要因としましてはコロナの影響もあろうかと思いますが、ハローワークに問合せしたところ最近人の動きも少しずつ見えてきているということでございましたので、引き続き募集を行いながら、欠員の部分については今いる現職員でフォローしながら事業を運営していこうというふうに考えております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 欠員になっているのがデイの介護員の方と訪問ヘルパーということでしたが、それぞれ7か月分、12か月分、どちらがどちらなのかについてご説明いただきたいのと、LSA、生活援助員さんでカバーされているということでしたが、その方にもそもそものお仕事があるかと思えます。これだけ欠員の期間、長い間兼務という状況は、それはまたそれですよろしくないのではないかと思います、そこについての認識を伺いたいのと、今北海道のほうでも、ジョブチャレというタイトルだったと思えますけれども、ほかの産業、未経験の方でも他職種、異職種に参入することで支援金が出たり、そういう支援制度があったり、ほかの自治体ではヘルパーさんの経験のない方でも働きながら資格を取れるような、そういう制度を設けているところもあります。そうした何かしら後押しになるような制度というのを導入されてもよろしいのではないかと思います、働く人を確保するために村としてできること、それをどのように考えていらっしゃるかお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） まず、LSAの兼務についてなのですが、実際住宅のほうの業務もあります。ヘルパーの業務として、週に4時間程度のフォローでやっていただいております。そのほかについては別な方が通院介助、家事援助等のフォローに入っているという状況でございますので、LSAの業務に関しては住宅のほうの業務についてもしっかり行っているという状況でございます。

また、職員の確保についての制度だとかその辺なのですが、現時点では新たな取組ということは考えていないのですが、ハローワークのほうでは少しずつ人が動きつつあるということもございますので、その状況を鑑みながら、期間があまり長くならないように確保に努めたいというように考えております。

すみません。期間ですね。7か月分がデイサービスセンターの職員でございます。12か月、1年なのですが、こちらが訪問介護事業者のヘルパー分という形になっております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） LSAの働き方に関しては、週4時間ほどのフォローに入っているということ、本来の業務もしっかりやってくれているということですが、働いている方の負担感についてはどのように認識されているか。行ったり来たりになりますので、やってもらっているからいいのだという話ではなくて、本来の業務の中で細切れの時間声がかかるというのも働く方にとっては負担感が増すということにつながっていないか心配なのですが、その辺のご認識と、特に対策としては考えていらっしゃるということでしたが、1年の欠員の中で何も対策を打たないというのは、ハローワークのほうは少しずつ人の動きが出ているということですが、そもそも介護職、厳しいイメージもありますし、希望される方も少ないという状況、それは全国的なものだと前も村長の答弁などでございましたけれども、そういう状況で何もせずに待っているだけ

では決して来ないと思うのですが、ただ待っているだけでは確保は難しいと思います。いま一度ご認識をお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） まず、職員の負担感についてなのですけども、それについては私もまるっきり感じていないというわけではございません。本人にも説明をし、理解していただいて、今兼務ということで動いていただいております。あまり長い期間、今のような状況が続かないように、私どももしっかり確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。対策としましては、ハローワークのみではなく、派遣会社のほうにも人員を確保できるように手続は行ってきたところでありますが、今現在確保に至っていないという状況でございます。引き続き確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） ちょうど介護のことが出ましたので、介護自体5名という人数がここに出てきています。なおかつ1年と7か月、1.7分減っていて、週4時間ですか、それで間に合って何とかやっているとすることは、この予算の見方もどうなのというふうな判断がされて、長い期間これだけいないということは、何とかやれるのだねという解釈にも取られるのです。今度来年度の予算に絡んできた場合、こんなに必要なということも絡まってくるので、そこいら辺の認識というのはどうなのかなというのが心配なのですけども。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 今は何とかやりくりしながら事業を運営しているというところではございまして、村としても事業を止めるわけにはいかないということで兼務発令、またお手伝いいただける方にお声をかけさせていただいて運営している状況でございます。訪問介護事業所につきましては人員配置の基準がございまして、そこをクリアすべく必ず人員はそろえなければいけないものでございますので、今後も引き続き人員については確保していかなければならないということでございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） もしかしたら聞き取りミスかもしれないですけども、一般会計のほうの46ページ、新型コロナウイルス感染症対応事業の耕作放棄地解消モデル事業補助金の執行残、これの経過と、コロナのお金をこっちで充てているものですから、この後どうされるのか説明をお伺いしたいと思います。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 耕作放棄地事業でございます。これにつきましては、当初面積ベースでいいますと4ヘクタールを見込んでおりました。反当たり、10アール当たり6万2,000円ぐらいを想定して予算を組みました。最終的には2ヘクタール分の事業対象となりまして、実績に応じて減額したということでございます。

令和3年度以降も事業は継続していきますが、財源といたしましては企業版のふるさと納税というのがございまして、そちらのほうを充てていくことができればなというふうに思っております。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連茂君） 最後の部分よく分からなかったのですけれども、4ヘクタールやろうと思っていたのが2ヘクタールしか昨年度はできなかった。この後、残りの2ヘクタールをやるのか、それはやらないということですか。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 令和2年度につきましては2ヘクタールで終了ということでございます。ですから、面積ベースでは半分の実績で終わってしまったということでございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連茂君） 特に来年度は新規就農者が多いということを知っていますので、耕作放棄地を解消するというよりも、新たに使うための土地の確保というものも先々考えておいたほうがいいと思うのですけれども、コロナ対策費を使っているわけですから、このまま2ヘクタールで終わらせるのではなくて、この後もないかというふうに検討していないものか、その辺伺います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場希君） ご質問にお答えさせていただきます。

この事業、モデル事業として当初3年間いろいろやりながら、その中で不都合があれば見直していったり、違う事業の提案があればそれも検討していきたいということで、言い方はあまりよくないですが、4ヘクタールぐらいでは到底、もっとたくさんあるものですから、そういった部分に向けて今後やっていくということで、取っかかりの事業としてコロナの交付金を充てさせていただいたということなので、まずは3年間、年間4ヘクタールぐらいの目標で、残り2年間を取り組んでみてということで、昨年スタートしたのが遅かったので、浸透していなかったということも多少あるのかなというふうに考えていますので、この後新年度予算の審議の中でまたお話を機会があればさせていただきますけれども、そういった形で来年は2年目、再来年は3年目、取りあえず3年間やってみて、実績に基づいて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） 一般会計21ページ、財産収入で不動産売払収入というのがあります。収入補正額164万8,000円ですが、このお金の入り道というのはどこに入るのか。本来であればこのお金というのはさくら・もみじ基金に入るようになるはずなのですが、そちらに入っているのかどうか確認の意味でお願いします。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今川人議員からご発言がありましたように、従前ですとさく

ら・もみじ基金のほうに積み増しをするというような対応をさせていただいておりましたが、昨今の村の財政状況を鑑みて、今年については積み増しを行わないで一般財源として活用させていただくということで、受けるということで整理をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） さくら・もみじ基金をつくる时候にも私も言いましたが、あのときには土地等がついたのです。売却等という一言がついたために一般財源化、出し入れしたという経緯があるのです。あくまでもこのさくら・もみじ基金、木だとか土地だとか売買したときには入れますという目標を立ててつくっている基金が、いとも簡単に何もなしにこうやって一般財源に入るとするのはおかしくないかな、趣旨が違うのかなということで、そこを確認したいのです。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） 確かに今川人議員ご発言のような経緯があったということは私のほうも伺ってはおります。過去の経緯として。ただ、今の財政状況、今回公共施設整備基金を繰り入れ、それを財政調整基金のほうに積み増しをさせていただくような、当時さくら・もみじ基金を制定したときの財政状況と令和2年度末を迎える財政状況は状況が変わってきておりますので、先ほどご説明したような形で一般財源として活用させていただきたいというような形で思っております。経緯が変わっている、いとも簡単に解釈を変えていくのかというご発言であろうかと思いますが、そのような対応をしたいというふうに思っております。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） いとも簡単にというのは語弊もあるかもしれませんが、目的を求めて基金を積んでいる。その基金の運用に対して、それに合った趣旨で使うのが本来の基金の目的であって、ほかに運用するのであればそれなりの何らかの説明が先に要るのかな。運用したら駄目だというのでなく、目的外に使おうとしている理由、こういう理由でこの基金を使いたいのだとか、そういう説明があってからの運用が、自分は正規な筋道でないのかなと思うのです。だから、入れるものは入れても、こういう目的でこういうふうに使いたい、こっちがゆるくないから使いたい、そういうふうにしてからの移動が一番理想ではないかなと思って今質問しているのです。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今ご質問いただきました点につきましては、私どもも配慮が足りなかったことを申し訳なく思います。今いただいたご意見踏まえて、今後このような状況が生じたときには事前にしっかりとご説明をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 一般会計補正予算案の28ページです。一番下の欄の市町村生活バス運行補助金の増額についてなのですが、先ほどの説明の中で触れられていなかったかなと思いましたので、聞き逃しかもしれないですけれども、もう一度確認させてください。増額理由についてです。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） 28ページ下段の市町村生活バス運行補助金、中央バスに対する補助金の部分のところでもよろしかったですね。ここにつきましては、中央バスのほうから運行事業の実績が下りてきました。それによりますと、運行経費自体につきましては、対前年比200万ちょっと運行コストは下がっているのですけれども、コロナ禍の状況によって運賃収入がかなり落ちたということで、170万円ほど当初予算から比較して、1,200万強だと思うのですけれども、中央バスのほうに補助金を交付させていただきたいということで補正予算を計上させていただいております。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 一般会計の48ページお願いします。農業振興センター管理費の説明の中で、農業振興センター運営事業補助金、執行残で105万7,000円、これは新型コロナの関係で執行残なのか、もしそうでなければ105万の執行残というのはどういう内容なのか説明をお願いします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 農業振興センターの運営事業補助金につきましては、コロナとかそういうことではなくて、純粋に運営事業の中で百数十万執行されなかったということで、理由につきましては、村内の苗の供給量が約500万円ほど伸びました。そういった関係もあって百何十万か執行しなくて済んだというような形でございます。主な原因といたしましては、支出のほうは資材の関係だとか人件費、それなりにかかったのですが、村内の苗の収入が多かったということで、その分で執行残が出たということでございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 一般会計補正予算の38ページです。障がい者計画策定業務委託料皆減についてです。委託に出すはずのお仕事を職員の皆さんでやったので皆減という形になったということで、それ自体とてもすばらしいことだと思いますし、そういった姿勢については評価されるべきことだと思います。気になっているのは、今パブリックコメントを出されていると思うのですが、ホームページ上のみでしょうか。私もそのほかでやっているのを知らないので、ホームページ上のみで、しかも期間がそれほど長い期間ではないとなると、なかなか人目に触れる機会がないのではないかと懸念しております。以前子ども・子育て計画のパブリックコメントを行った際もホームページ上のみで、私の記憶だと保育所や学校などにもたしか掲示されていなかったと思うのですが、関係される方、関心のある方が知ることができるような周知の仕方が必要かと思うのですが、現状と周知の方法についてお考えをお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） こちらの計画につきましては、今議員がおっしゃったとおり、当初委託を予定していたのですけれども、何とか担当のほうで策定のめどがついたということで今回皆減となっております。

おっしゃるように、パブリックコメントにつきましては、ホームページのほうで募集はしているのですけれども、確かに期間とかが限られている部分、目につかない部分というのも多々あるかと思います。関係する機関のほうには事前に通していただいている部分とかもあるのですけれども、今後このような計画を策定する機会があれば、これも定期的に行っていかなければならないので、その際につきましては、今いただいたご意見を考えて、対応を変えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） 一般会計55ページ、土木費の村営住宅建て替え事業に伴う移転費用ですか、増額となっております。今までもヤシオ公園なりしらかばなり、そこに入る入らない、移転費というのがありますが、この移転費、どこまでの人にとどこまで出すということをもう一度確認の意味で教えていただけますか。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 今回につきましては、村営住宅の全面改善に伴う移転補償費でございまして、移転補償するために次の事業を行うために空けていただくというような形になります。今回対象になるのは、来年度以降予定されている緑丘団地に住んでいる方、また令和3年度から始まる中央団地に住んでいる方が対象となります。今回は、緑丘団地に住んでいる方1名と中央団地に住んでいる方が1名、新しい住宅に移転するという事なので、対象となっております。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第5号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第5号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第6号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第6号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第7号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第7号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第8号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第8号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第9号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第9号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決

いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第10号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第10号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで若干休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

◎日程第13 令和3年度村政執行方針

○議長（岩井英明君） 村長より令和3年度村政執行方針並びに教育長より令和3年度教育行政執行方針が提出されておりますが、まず日程第13、令和3年度村政執行方針を行います。

村長から発言を求められておりますので、発言を許します。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、令和3年第1回定例会の開会に当たり、村政執行への所信を述べさせていただきます。

昨年の1月に国内で新型コロナウイルスへの感染者が確認された当初は、これほど長期に地球規模で感染が拡大すると予想していた人はそれほど多くなかったのではないのでしょうか。

この1年で、私たちの生活環境は大きく変わりました。

村内における各種イベントや学校行事の中止、規模縮小、全国的な外出自粛要請や外国からの入国制限は消費の落ち込みを生み、宿泊業を含む観光関連事業者をはじめ、農畜産物を加工販売する事業者などの経営にも大きく負の影響を与え、雇用や事業展開にとって非常に厳しい1年でありました。

村としては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、各種国費事業を活用しながら村民への感染防止対策やコロナ後を見据えた情報通信インフラの整備やデジタル化、再生可能エネルギーの調査、地域公共交通の確保準備など、ピンチをチャンスに変えることも念頭に置きながら村政運営を進めてまいりました。

このため、令和3年度の村政運営に当たっては、引き続きコロナ感染予防対策に注意を払いながら「第四期総合計画後期基本計画」と「第2期赤井川村創生総合戦略」を基本に

据え、財政健全化に向けた取組を新たに加えたいと考えております。

また、引き続き、公共を支えるのは役場や村民のみならず、民間企業や村に所縁のある村外の方々との協働が重要であるとの考えに立ち、人と自然の調和を保ちながら持続可能な開発計画に取り組む企業との連携も大事にしながら、さらなる関係人口の増加を目指したいというふうに考えてございます。

続きまして、村政運営に臨む基本的な姿勢についてでございます。

令和3年度の村政運営の基本姿勢としては、これまで継続的に取り組んできた住民サービス等の施策については大きく変更する考えはありませんが、財政健全化を念頭に見直しが必要と判断されるものは、その影響も考慮しながら検討を進めたいと考えております。

また、介護・福祉、農業、観光、公共交通など住民生活に直結する課題が数多くあることを踏まえ、引き続き一つ一つ丁寧な議論を重ね、優先順位を見極めながら着実に取り組みたいと考えており、次の3つの視点を持って村政懇談会などに寄せられる村民の声も大事にしながら村政を進めてまいります。

1つ目は、「活力あふれる村づくり」です。

働く世代の減少が村の活力を低下させる大きな要因の1つとなっており、基幹産業である農業と観光・リゾート産業に元気がなければ、働く世代の増加は見込めず、村全体に活力が感じられなくなってしまいます。

このため、新たに策定した「農業振興計画」に沿った持続可能な農業の実現に取り組みます。

また、観光においては昨年設立した観光地域づくり法人を中心とした活動やキロロ、道の駅などの機能強化を側面的に支援し、食を通じた観光で築いた関係人口（交流人口）の拡大につなげる活動を引き続き進めます。

また、令和3年度中に完了予定の光通信網整備や「赤井川村エネルギービジョン」に基づく再生可能エネルギーの活用を具現化させる各種の取組は、将来働く世代の増加に少しでも結びつく可能性を含む事業であり、住んでいる人も訪れる人も活力を感じる村になるよう引き続き取り組みます。

2つ目は、「安心して暮らせる村づくり」です。

村民一人一人が生涯にわたって心身共に生き生きと暮らせるようにするため、保健・医療・介護のサービスや子育て支援などを少しでも充実させ、それぞれが生きがいとなる日常に結びつく環境をつくる必要があります。

しかし、本村の限られた財源と人的資源を考慮すると、全てを充実させた支援を継続することは難しいことです。

また、余市、小樽を生活圏とする村民にとって、地域公共交通の確保は安心して暮らすための重要な条件の1つでもあります。

このため、福祉・医療・介護の課題については、村と社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関が引き続き連携を密にし、分野別に課題と役割分担を明確にした中

で、支援を必要とする村民情報を的確に共有し、関係機関や地域の方々をはじめ住民組織などにも協力をいただきながら、課題解決へ円滑につながるよう取り組みます。

また、地域公共交通の確保については、村内交通資源を有効に活用することを念頭に、引き続き地域公共交通活性化協議会において令和4年4月からの新しい公共交通体制の本格稼働に向けた準備を進めます。

3つ目は「公共インフラなどの計画的整備」です。

道路・河川・橋梁をはじめ、上下水道や公営住宅などの公共インフラは、これまでも村民生活の基盤であることから計画的な整備を心がけ、老朽化した施設も財源を考慮しながら計画的に維持補修を行ってきました。

特に多くの経費を要する大規模工事については、国費補助や有利な起債を活用するなど、財源確保を模索しながら優先順位を考慮し取り組んできました。

しかし、現在の国の状況を考慮すると国費投入事業は計画どおりに進捗できないことも想定しなければならないと感じています。

このため、本年度も継続性や緊急性、防災対策などの優先度の高いインフラの整備や補修を重点的に進めます。

次に、政策展開の重点事項でございます。

まず、1として、持続可能な地場産業の展開でございます。

①として、農業振興。

基幹産業である農業振興は、これまでも村の重点施策として様々な取組を進めてきましたが、抜本的解決に至っていない課題も多いことが現状です。

このため、新たに策定した「農業振興計画」に沿って次の事項について重点的に取り組みます。

1つとして、優良農地の確保対策の促進。

1つとして、新規就農希望者就農支援の推進。

1つとして、道営農業農村整備事業計画の推進。

1つとして、農業振興補助事業内容の評価と見直し検討。

農業振興センター（育苗施設）のあり方検討。

有害鳥獣駆除の効果的実施。

直轄落合ダム関連設備事業の実施。

中山間地におけるスマート農業の推進を挙げております。

②として、林業の振興であります。

村有林を主体に、民有林においても多面的機能を持つ森林資源の保全と活用を計画的に進めており、引き続き赤井川村森林整備計画に沿った事業を進めます。

森林環境譲与税を活用した新たな森林整備事業等の実施。

伐期齢に達した村有林の活用の促進を掲げております。

3つ目として、商工業の振興であります。

村内で事業展開する事業者は、小規模ながら新たな取組に挑戦し業績を伸ばしている事業者もあり、村の産業の一翼を担っています。

これら事業者は商工会へ結集しながら経営の安定化を目指していることから、引き続き商工会への支援を行います。

1つとして、商工会運営の安定化を図るための支援。

1つとして、新規事業の取組への支援を掲げてございます。

4つ目として、観光の振興であります。

村の観光は、キロロを核としたリゾート観光と道の駅や温泉を核としたドライブ観光に分けられますが、いずれも新鮮でおいしい農畜産物を活用した「食」がキーワードになります。

このため、昨年設立された観光地域づくり法人赤井川村国際リゾート推進協会を中心とした観光振興活動を支援します。

また、ふるさと納税のPR活動も含め、食と観光が有機的に結びつくよう取組を進めます。

1つとして、赤井川村国際リゾート推進協会の活動支援。

1つとして、キロロリゾート新規プロジェクトへの側面的支援。

1つとして、道の駅「あかいがわ」地場製品の販売促進支援。

1つとして、宿泊税導入に向けた検討であります。

⑤として、再生可能エネルギー関連事業への対応でございます。

令和2年度末までに策定する「赤井川村エネルギービジョン」に基づき、地熱や水力など持続可能な再生可能エネルギーを活用した事業の促進を目指します。

また、民間主体で進められる事業については、国の法令遵守を基本とし、昨年制定した再生可能エネルギー発電施設の設置等に関するガイドラインに沿った事業者対応を進めます。

1つとして、地熱エネルギーを活用した公共施設の整備促進。

1つとして、民間地熱発電・水力発電計画への側面的支援であります。

2として、安心して暮らせる行政サービスの提供についてでございます。

村は、全ての村民が心身共に健康で生き生きと生活できるよう、保健・医療・高齢者福祉・子育て支援をはじめとする事業を各種計画に基づき実施しております。

消防・防災については、北後志消防組合赤井川支署との連携を強化しており、緊急時の迅速な対応ができるよう引き続き情報共有の強化を進めます。

また、ステップアップを目指した幹線地域公共交通の確保を進めます。

なお、次の重点事項については村民の皆様にも積極的に協力をいただくことを必要とする施策もあることから、各事業については丁寧な説明を第一に進めたいと考えております。

まず、①として、保健・医療についてです。

各種健診、健康教育・健康相談等の充実。

自主的な健康づくり・体力づくり活動の支援。
各種健康教育活動による健康管理意識の醸成。
地域医療体制の充実に向けた総合的な検討促進。
新型コロナウイルス感染症対策の推進（予防・ワクチン接種）などです。
糖尿病性腎症重症化予防プログラムへの取組でございます。
続いて、子育て支援についてです。
へき地保育所の保育内容の充実。
妊婦・新生児訪問、個別相談等母子保健事業の推進。
保育所と学校の連携による継続した支援体制の強化を進めていきたいと考えております。
③として、高齢者支援（生きがい対策・介護）についてです。
介護三事業の円滑な運営及び適正管理。
悠楽学園大学の内容充実。
一般介護予防の充実（高齢者サロンや運動教室など）です。
総合相談支援の充実。
認知症施策の推進。
在宅医療、介護連携の推進でございます。
④として、障害者支援。
北後志自立支援協議会などの活用による相談支援体制の充実。
各種障害福祉サービスの提供体制充実。
⑤として、地域福祉です。
社会福祉協議会活動の支援。
生活支援体制の強化。
助けあい隊活動の推進。
民生委員、児童委員や各種相談員の活動支援を進めていきたいと考えております。
⑥として、社会保障です。
国民健康保険、後期高齢者医療事業事務の円滑化。
マイナンバーカード村民保有率の向上を挙げております。
⑦として、消防・救急です。
災害時連携対応の強化。
救急救命運用体制の整備。
北海道消防操法訓練大会に向けた集中訓練の実施。
日常的な福祉、介護分野との連携。
⑧として、移住定住対策です。
事業の効果検証と新たな対策の検討促進。
ふるさと納税と連携した施策のPR活動でございます。
⑨の防災対策についてです。

整備された防災設備の適正管理と運用訓練の実施。

消防団及び地域住民との連携構築の促進を進めたいと考えております。

⑩地域公共交通対策。

令和4年度幹線交通本格運用に向けた準備の促進。

域内交通整備のあり方検討を進めたいと考えております。

続きまして、3、公共インフラなどの計画的整備でございます。

①として、村道整備についてです。

村道整備については、幹線道路及び生活道路を中心に国土強靱化計画に基づく防災的視点も持ちながら整備を進めます。

また、路面の損傷などが激しい路線については、日常の通行に支障が出ないように補修に努めます。

本年度は、富田線道路改良工事、村道舗装補修工事などを進めていきたいというふうに考えてございます。

②河川整備。

河川整備については、異常気象による防災対応が重要となることから、河道内に堆積した土砂や立木の撤去を計画的に行います。

まず、1つとして、緊急自然災害防止対策事業債を活用した河川整備工事でございます。

もう一つは、緊急浚渫推進整備事業を実施していきたいというふうに考えてございます。

③橋梁整備でございます。

老朽化した橋梁については、「橋梁長寿命化計画」に基づき整備します。

来年度は、富田線富田橋橋梁補修工事を実施していきたいと考えてございます。

④として、簡易水道の整備でございます。

安全な飲料水を供給するため、適正な管理を継続すると共に、老朽化した施設については計画的に更新を行います。また、緊急時の防災対策にも取り組みます。さらに、水道事業の効率化、経営改善を図るため、令和6年4月1日開始となる公営企業会計化に向けた準備を進めます。

簡易水道事業地方公営企業法適用に向けた準備というものをさらに進めていきたいというふうに考えてございます。

⑤として、下水道の整備でございます。

施設整備後20年以上経過していることから、老朽化した機器類について「ストックマネジメント実施方針」を策定し、更新を進めます。また、下水道計画区域外における合併浄化槽の普及啓発も継続して行っており、設置者への支援も引き続き行います。さらに、水道事業同様、事業の効率化、経営改善を図るため、令和6年4月1日開始となる公営企業会計化に向けた準備を進めます。

ということで、公共下水道事業地方公営企業法適用に向けた準備をさらに進めてまいります。

6番目として、公営住宅などの整備でございます。

老朽化した公営住宅については、「公営住宅長寿命化計画」に基づき建て替えやリフォームを進め、活用ができなくなった村営・村有住宅は取壊しを引き続き進めます。

1つとしては、村営中央団地個別改善改修工事。

1つとして、村営悠友団地個別改善改修工事を実施予定しております。

⑦その他公共施設の整備として、各施設の管理は延命化を図りながら、村民の利用に支障が出ないよう計画的な維持補修を進めます。

⑧として、生活廃棄物及びし尿の処理についてでございます。

可燃ごみ及び資源ごみについては、「北しりべし廃棄物処理広域連合」の処理施設、不燃物については、村の一般廃棄物処理場で適正に処理をしておりますが、今後ごみの減量化と分別の徹底は必要であると考えています。北後志衛生施設組合のし尿処理施設については老朽化対策として新たな施設整備の設計が進められており、今後本格施設整備に向けて計画を進めてまいります。

4として、行財政の運営についてでございます。

行財政の運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症収束後の国の財政状況を考慮すると、地方交付税の交付率についても予断を許さない状況もあり、実質単年度収支で歳入と歳出のバランスが取れていない赤井川村としては、自主財源の確保や民間企業との連携を積極的に取り組みながらも行政運営全般について覚悟を持って見直しを行い、持続可能な村づくりの基盤強化に取り組む時期に来ていると考えています。

このため、令和3年度中に「財政健全化アクションプラン」の策定に着手し、令和4年度から健全化に向けた取組を本格化させたいと考えております。

以上の考え方を基本に置き、令和3年度の各会計の予算を次のとおり提案させていただきます。

まずは、一般会計25億2,700万円、後期高齢者医療特別会計1,652万2,000円、国民健康保険特別会計4,279万9,000円、介護保険サービス事業特別会計4,878万3,000円、簡易水道事業特別会計9,048万8,000円、下水道事業特別会計7,300万4,000円、総計27億9,859万6,000円でございます。

以上、令和3年度の村政執行方針について述べさせていただきました。

今、世界は新型コロナウイルスの出現により多くのことが変わろうとしています。

経済や人の動きはもとより、価値観や人間の生き方そのものの見直しを迫られているようにも感じます。

新しい時代や環境にどのように対応しながらこの村を守り育てていくかは、今を生きる我々の責任であり、また使命であると強く感じております。

私自身、令和3年度を持続可能な村づくりに向けて具体的に取り組む重要な年と位置づけ、村政運営に臨む所存であります。

引き続き村政運営に対し、村民の皆様と村議会議員の皆様の深いご理解とご協力を心か

らお願い申し上げます。

以上でございます。

◎日程第14 令和3年度教育行政執行方針

○議長（岩井英明君） 次に、日程第14、令和3年度教育行政執行方針を行います。

教育長から発言を求められておりますので、発言を許します。

根井教育長。

○教育長（根井朗夫君） それでは、令和3年第1回赤井川村議会定例会の開会に当たり、赤井川村教育委員会会議において合意決定した教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

現代は新しい知識・情報・技術があらゆる領域で活動の基盤となっている、いわゆる「知識基盤社会」であり、人工知能AIや物のインターネットIoTなどの先端技術が高度化して、社会のあり方そのものが劇的に変わるサイバー空間とフィジカル空間を融合した社会Society5.0の時代が到来しつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、先行き不透明な時代を迎えています。私たちが今直面している時代は、大きな変化の時代であると共に、予測が大変困難な時代だと言えます。

このような中、児童・生徒が自分自身のよさや可能性を伸ばし、他者と協働しながらこの時代を乗り越えると共に、持続可能な社会のづくり手となることができるよう資質能力を育成することが教育に求められています。

また、このような時代だからこそ、生涯学習の理念に基づき、村民一人一人が学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、学習できる環境を整えることが大切であると考えております。

本年度も引き続き、村理事者並びに議会議員の皆様の深いご理解と村民各位の温かいご支援の下、教育の諸活動が円滑に推進できるよう取り組んでまいります。

こうした認識の下、教育行政推進の基本姿勢を申し上げます。

1つ目は学校教育についてです。学校教育では、予測困難なこれからの社会を自立的に生き、その形成に参画するための資質・能力の育成に向けて、令和の日本型教育と言われる「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることが重要です。GIGAスクール構想で整備されたICT環境を最大限に活用し、全ての子供たちの可能性を引き出すよう努めてまいります。

また、保育所と小学校、小学校と中学校が連携し、個々の学びと育ちを支える赤井川スタイルを充実させる取組を進めると共に、教育環境の整備・充実を図ることを通し、村全体で子供たちの「生きる力」を育む教育の実現に努めます。

2つ目は社会教育についてです。社会教育では、「第12期赤井川村中期社会教育行政計画」に基づき、点検・評価を行いながら関係機関・団体・学校・地域の機能を生かした事業実施に努めると共に、社会教育施設の運営について計画的な維持管理に努め、村民にとって

日常的に使いやすい施設となるよう努力します。

また、コミュニティ・スクールの取組による、学校教育と社会教育の連携を通じた人材育成の充実を図ってまいります。

施策の実行に当たっては、効果的な推進を目指し、重点事項を絞った施策を実行いたします。

次に、令和3年度の重点施策について申し上げます。

第1は、「地域とともにある学校づくりの推進」であります。

本年度、令和2年度末に「学校運営協議会」を設置したところですが、来年度、3年度からその本格運用が始まります。「地域学校協働活動」の活動と併せ、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく、「地域とともにある学校」づくりを推進いたします。

「社会に開かれた教育課程」の理念の下、子供たちに必要な資質・能力を社会と目標を共有して育成すると共に、「カリキュラム・マネジメント」を通して、教育課程の改善・充実を図ってまいります。

第2は、「新たな時代に対応した教育の推進」であります。

一人一人の子供がこれからの社会を生き抜く力を身につけていくために、またそのための「個別最適な学び」や「協働的な学び」を実現するために、ICT教育の充実、さらにグローバル化に対応した教育の充実を図ります。

ICT教育では、令和2年度に整備いたしました学校の高速ネットワーク通信と1人1台端末、プログラミングロボットの有効活用を図りながら、教育活用能力やプログラミング的思考の育成を図ります。また、子供たちの発達段階に応じて、対面指導と共に遠隔・オンライン教育の双方の指導ができる体制整備を進めてまいります。

また、国のデジタル教科書実証事業の重点校指定を受け、デジタル教科書の先行実施検証を行ってまいります。

グローバル化に対応した教育では、これまで本村が長く培ってきた国際交流の成果の上に、小学校1年からの英語授業、小中の乗り入れ授業、中学校での英検の全員受験と無償化の取組等を通して外国語教育の充実を図ってまいります。

第3は、「小中が連携して生きる力を育む教育活動の推進」であります。

児童・生徒には、将来にわたって生きる力の支えとなる、知、徳、体の調和の取れた教育が重要であり、義務教育9年間に系統性を持たせた「第2期赤井川村小中連携教育方針」を踏まえた教育活動を引き続き実践し、将来の小中一貫教育を見据えた連携教育の充実を図ります。

これまで同様、小学校と中学校が同じ目線で個々の子供たちの成長を支えるという共通認識と、「自主性と主体性の涵養」という連携教育の目標を共有し、中学校卒業時における「あるべき姿」を

『人間愛にあふれ、郷土に誇りを抱き、自己の夢や希望に向かって歩む15歳』

と定め、その姿を実現するために、「小中連携推進委員会」を核に、さらに赤井川村教育研究会との連携も加え、課題に応じたプロジェクト(部会)における活動を推進いたします。

また、各校ごとに以下の取組を進めます。

【確かな学力】を育む教育の推進に向けては

子供たちがこれからの社会や世界に向き合って関わり合い、自らの人生を切り開いていくために、生きて働く「知識・技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の育成」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養」が求められています。これらの力を育成するために、3年度から

- ・小中共に完全実施となる新学習指導要領に基づく社会に開かれた教育課程の編成・実施とカリキュラムマネジメントによる改善
 - ・全国学力学習状況調査の結果やチャレンジテスト等を活用した学習指導の充実
 - ・先進地視察と効果的な実践を取り入れた授業改善
- を引き続き重点に取り組めます。

また、小学校での専科教員を要望、申請して配置確定しましたので、その加配により、指導方法の改善と共に、系統的教科指導の充実を図ります。

【豊かな心】を育てる教育の推進につきましては

基本的な倫理観や規範意識、生命の大切さや思いやりの心、美しいものに感動する心や自己肯定感を醸成させるために、

- ・考え、議論する道徳授業の職員研修と実践
 - ・児童生徒の思いやり・信頼関係を基本とした生徒指導の充実
 - ・学校図書の実践と読書活動への支援
 - ・児童生徒が協同作業に取り組む植樹活動の実施
- などを重点に取り組めます。

【健やかな体】をつくるための教育の推進については

体力は、意欲や気力にも大きく関わり、食べることと同様に、子供たちが生涯にわたり心身共に健やかに生きていくための基礎となるものであり、

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査や各種テストの実態把握に基づいた体育活動の改善、充実
 - ・歯磨き指導、フッ化洗口や食育の充実など健康教育の推進
 - ・部活動やクラブ活動の推進や少年団活動等との連携
- などを重点に取り組めます。

第4は、「教育環境の充実と保護者支援の充実」であります。

教育環境について、とりわけ学校においては、緊急対策として令和2年度に、コロナ感染症に対応した消毒・加湿・飛沫防止・換気のための機器の設置、各教室のエアコンの整備等を進めてきたところではありますが、施設については老朽化、耐用年数の経過から修繕や更新を必要とする施設や設備も増加しています。学校施設については、平成30年度に策

定した学校施設長寿命化計画を基本とし、国の補助事業の活用を北海道教育委員会と相談しながら、また、その他の社会教育施設についても、利便性を損なわないよう改善計画の策定を図りたいと考えており、令和3年度については、赤井川村体育館の多目的トイレ設置等改修工事、ホール等改修工事を進めてまいります。

次に保護者支援についてであります。

これまでも、教育に係る保護者負担の軽減に努めているところですが、児童生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、

- ・学習教材への支援
- ・学校給食費無料化への支援
- ・部活動における全道、全国規模大会出場への支援
- ・漢字検定や英語検定などの資格取得者への支援
- ・高等学校生徒の通学支援

などを重点に、本年度も継続して取り組みます。

第5は、「心と身体の健康を目指す生涯学習の推進」であります。

生涯学習の中核となる社会教育については、「第12期赤井川村中期社会教育行政計画」を基本に、より多くの村民が生きがいを持って活動できるように、

- ・子供たちが本と親しむ活動の支援や読書環境の充実
- ・各種団体と連携したレクリエーションスポーツの推進
- ・ジュニアスポーツ活動の推進
- ・郷土芸能伝承活動の支援
- ・郷土資料の活用をはじめ郷土を知る活動の推進
- ・国際交流推進プランに基づく学校教育活動と連携した国際交流事業の推進
- ・赤井川村文化祭の充実
- ・放課後子ども教室の充実

などを重点に取り組みます。

以上、令和3年度の本村教育行政の主な施策について申し上げます。

本村が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割は大変重要であります。学校教育の充実と豊かな生涯学習社会の実現に向け、村議会議員並びに村民の皆様のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 以上で令和3年度村政執行方針並びに令和3年度教育行政執行方針を終了いたします。

◎日程第15 議案第11号ないし日程第20 議案第16号

○議長（岩井英明君） 続きまして、日程第15、議案第11号 令和3年度赤井川村一般会計予算を議題といたします。

この際、日程第15、議案第11号から日程第20、議案第16号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第11号 令和3年度赤井川村一般会計予算、日程第16、議案第12号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算、日程第17、議案第13号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計予算、日程第18、議案第14号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算、日程第19、議案第15号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算並びに日程第20、議案第16号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(馬場 希君) それでは、私のほうから議案第11号から16号までの予算の内容についてご説明をさせていただきます。

まずは、一般会計予算書からでございます。

議案第11号 令和3年度赤井川村一般会計予算。

令和3年度赤井川村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億2,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。1款村税1億4,178万6,000円、1項村民税5,208万9,000円、2項固定資産税7,616万1,000円、3項軽自動車税432万円、4項村たばこ税420万6,000円、5項入湯税501万円の計上でございます。

続きまして、2款地方譲与税4,067万4,000円でございます。1項地方揮発油譲与税900万円、2項自動車重量譲与税2,700万円、3項森林環境譲与税467万4,000円の計上でございます。

ます。

続きまして、3款利子割交付金7万1,000円、1項利子割交付金でございます。

4款配当割交付金27万円、1項配当割交付金であります。

5款株式等譲渡所得割交付金18万円、1項株式等譲渡所得割交付金でございます。

6款法人事業税交付金270万2,000円、1項法人事業税交付金でございます。

7款地方消費税交付金2,600万円、1項地方消費税交付金であります。

8款自動車税環境性能割交付金117万円、1項自動車税環境性能割交付金であります。

9款地方特例交付金1億9,906万5,000円、1項地方特例交付金で145万8,000円、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1億9,760万7,000円であります。

10款地方交付税9億4,000万円、1項地方交付税であります。

11款交通安全対策特別交付金1,000円、1項交通安全対策特別交付金であります。

12款分担金及び負担金150万8,000円、1項負担金であります。

13款使用料及び手数料3,196万9,000円、1項使用料で2,869万3,000円、2項手数料で327万6,000円であります。

14款国庫支出金2億5,296万9,000円、1項国庫負担金で4,318万9,000円、2項国庫補助金で2億867万2,000円、3項委託金で110万8,000円であります。

次ページに入ります。続きまして、15款道支出金6,424万9,000円、1項道負担金2,525万円、2項道補助金3,595万1,000円、3項委託金304万8,000円であります。

16款財産収入938万1,000円、1項財産運用収入で937万9,000円、2項財産売払収入で2,000円でございます。

続きまして、17款寄附金2億9,030万2,000円、1項寄附金であります。

18款繰入金2億5,732万9,000円、1項特別会計繰入金1,000円、2項基金繰入金2億5,732万8,000円でございます。

19款繰越金500万円、1項繰越金でございます。

20款諸収入6,107万4,000円、1項延滞金加算金及び過料で2,000円、2項村預金利子で1,000円、3項受託事業収入で4,477万8,000円、4項雑入で1,629万3,000円でございます。

21款村債2億130万円、1項村債であります。

歳入合計25億2,700万円の計上でございます。

続いて、歳出に入ります。1款議会費4,926万9,000円、1項議会費でございます。

2款総務費5億4,239万8,000円、1項総務管理費5億1,215万2,000円、2項徴税費1,064万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費で1,739万9,000円、4項選挙費で96万9,000円、5項統計調査費で28万7,000円、6項監査委員費で94万9,000円の計上でございます。

3款民生費3億4,365万2,000円でございます。1項社会福祉費で2億8,243万3,000円、2項児童福祉費で6,121万9,000円でございます。

4款衛生費2億4,092万3,000円、1項保健衛生費でございます。

5款農林水産業費1億2,927万4,000円、1項農業費で1億1,142万8,000円、2項林業費

で1,784万6,000円でございます。

6款商工費1億1,773万7,000円、1項商工費でございます。

続いて、7ページ目に入ります。7款土木費4億3,344万2,000円、1項土木管理費で939万3,000円、2項道路橋梁費で2億9,109万2,000円、3項河川費で1,359万7,000円、4項住宅費で1億1,936万円。

8款消防費1億7,208万9,000円、1項消防費でございます。

9款教育費2億1,705万1,000円、1項教育総務費で5,456万9,000円、2項小学校費で3,102万7,000円、3項中学校費で3,544万2,000円、4項社会教育費で2,424万4,000円、5項保健体育費で7,176万9,000円でございます。

10款公債費2億4,835万5,000円、1項公債費でございます。

11款予備費3,281万円、1項予備費でございます。

歳出合計、歳入同額の25億2,700万円の予算計上でございます。

続きまして、8ページ目、第2表、地方債でございます。起債の目的、限度額をご説明して、その後起債の方法、利率、償還の方法についてご説明します。起債の目的としては、過疎対策事業債、富田線道路改良工事で限度額1,350万円、橋梁長寿命化事業で3,290万円、下水道広域化推進総合事業施設整備事業160万円、体育館ホール等改修工事で1,710万円、道の駅あかいがわ指定管理業務で2,860万円、基幹水利施設管理事業で430万円、赤井川村公共交通バス運行業務で300万円、外国語指導業務で570万円、過疎対策事業債合計で1億670万円でございます。続いて、緊急浚渫推進事業債でございます。滝の川河川整備工事で250万円、池田川河川整備工事で980万円、合計で1,230万円でございます。続いて、下段、緊急防災・減災事業債、体育館多目的トイレ設置等改修工事として1,140万円でございます。続いて、次のページ、下段に入ります。起債の目的、公営住宅建設事業債でございます。村営中央団地個別改善改修工事等で750万円、村営悠友団地個別改善改修工事等で2,930万円で、合計で3,680万円、公共施設等適正管理推進事業債、火葬場施設改修工事で310万円、臨時財政対策債で3,100万円、地方債合計で2億1,300万円の限度額設定でございます。起債の方法については、証書借入れまたは証券発行、利率については年5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率でございます。償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるということで、全ての地方債についてはこれらの条件での借入れとなります。

以上、一般会計の当初予算についてご説明とさせていただきます。なお、詳細については、副村長、担当課長のほうで説明をさせていただきます。

続きまして、令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算でございます。1ページ目をお開きください。

議案第12号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算。

令和3年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,652万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300万円と定める。

令和3年3月8日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入です。1款後期高齢者医療保険料774万3,000円、1項後期高齢者医療保険料でございます。

2款使用料及び手数料1,000円、1項手数料でございます。

3款繰入金877万3,000円、1項一般会計繰入金でございます。

4款繰越金1,000円、1項繰越金でございます。

5款諸収入4,000円、1項延滞金加算金及び過料で1,000円、2項償還金及び還付加算金で2,000円、3項雑入で1,000円。

歳入合計1,652万2,000円でございます。

続きまして、3ページ目、歳出、1款総務費160万4,000円、1項総務管理費で13万2,000円、2項徴収費で147万2,000円でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1,471万8,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金であります。

3款諸支出金2,000円、1項償還金及び還付加算金でございます。

4款予備費19万8,000円、1項予備費でございます。

歳出合計、歳入同額の1,652万2,000円でございます。

なお、詳細については、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いたします。

続きまして、令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計予算でございます。1ページ目をお開きください。

議案第13号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計予算。

令和3年度赤井川村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,279万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和3年3月8日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税2,355

万9,000円、1項国民健康保険税でございます。

2款使用料及び手数料1万2,000円、1項手数料でございます。

3款財産収入1,000円、1項財産運用収入であります。

4款繰入金1,922万1,000円、1項他会計繰入金で1,922万円、2項基金繰入金で1,000円でございます。

5款繰越金1,000円、1項繰越金でございます。

6款諸収入5,000円、1項延滞金及び過料で1,000円、2項預金利子で1,000円、3項雑入で3,000円。

歳入合計4,279万9,000円でございます。

3ページ、歳出です。1款総務費4,209万2,000円、1項総務管理費で4,134万6,000円、2項徴税費で71万7,000円、3項審議会費で2万9,000円でございます。

2款基金積立金1,000円、1項基金積立金でございます。

3款公債費1,000円、1項公債費でございます。

4款諸支出金20万5,000円、1項償還金及び還付加算金で20万4,000円、2項繰出金で1,000円。

5款予備費50万円、1項予備費でございます。

歳出合計、歳入同額の4,279万9,000円でございます。

なお、詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算に入ります。1ページ目をお開きください。

議案第14号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算。

令和3年度赤井川村の介護保険サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,878万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和3年3月8日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款サービス収入1,191万9,000円、1項介護給付費収入934万8,000円、2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入で130万8,000円、3項自己負担金収入で126万3,000円。

2款繰入金3,600万8,000円、1項一般会計繰入金であります。

3款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

4款諸収入85万5,000円、1項雑入であります。

歳入合計4,878万3,000円であります。

続いて、3ページ、歳出、1款総務費4,408万4,000円、1項施設管理費でございます。

2款事業費459万9,000円、1項サービス事業費であります。

3款予備費10万円、1項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の4,878万3,000円の計上であります。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算でございます。1ページ目をお開きください。

議案第15号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算。

令和3年度赤井川村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,048万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和3年3月8日提出、赤井川村長。

2ページに入ります。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款事業収入4,128万円、1項使用料で4,127万2,000円、2項手数料で8,000円でございます。

2款繰入金2,010万6,000円、1項一般会計繰入金でございます。

3款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

4款諸収入1,000円、1項雑入であります。

5款村債2,910万円、1項村債であります。

歳入合計9,048万8,000円の計上でございます。

続きまして、3ページ、歳出、1款総務費877万5,000円、1項総務管理費でございます。

2款営繕費6,819万6,000円、1項営繕費であります。

3款公債費1,341万7,000円、1項公債費であります。

4款予備費10万円、1項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の9,048万8,000円の計上であります。

続いて、4ページ、第2表、地方債の説明でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、後ほど一括ご説明をさせていただきます。まず、起債の目的と限度額をご説明します。過疎対策事業債、常盤地区簡易水道浄水場排水槽移送ポンプ更新工事で150万円の限度額でございます。続きまして、簡易水道事業債、常盤地区簡易水道浄水場排水槽移送ポンプ更新工事で150万円でございます。簡易水道公営企業会計適用債で赤井川村簡

易水道事業地方公営企業法適用業務として1,210万円でございます。特別減収対策企業債として1,400万円でございます。合計で2,910万円の限度額設定となっております。起債の方法については、証書借入れまたは証券発行、利率については年5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるということで、これらについては全ての起債において同様でございます。

詳細については、担当課長のほうに説明をさせます。

最後になります。令和3年度赤井川村下水道事業特別会計予算でございます。1ページ目をお開きください。

議案第16号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計予算。

令和3年度赤井川村の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,300万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和3年3月8日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款分担金及び負担金2,000円、1項分担金であります。

2款事業収入1,088万4,000円、1項使用料で1,087万5,000円、2項手数料で9,000円であります。

3款国庫支出金600万円、1項国庫補助金であります。

4款繰入金5,229万8,000円、1項一般会計繰入金であります。

5款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

6款諸収入1,000円、1項雑入であります。

7款村債380万円、1項村債であります。

歳入合計7,300万4,000円の計上であります。

続きまして、3ページ、歳出、1款総務費478万8,000円、1項総務管理費であります。

2款営繕費4,726万9,000円、1項営繕費であります。

3 款公債費2,084万7,000円、1 項公債費であります。

4 款予備費10万円、1 項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の7,300万4,000円の計上であります。

続いて、第2表、債務負担行為であります。債務負担行為については、令和3年度水洗便所改造等資金貸付事務委託に係る債務負担行為として、設定期間は令和3年度から7年までの5年間、限度額については貸付額に対する利子相当額でございます。もう一件は、令和3年度金融機構が貸し付ける水洗便所改造等資金に係る損失補償についてであります。期間は債務負担行為と同じ年度の令和3年から7年までの5年間、限度額については貸付額に延滞金を加算した額の範囲内ということで限度額を設定しております。

続きまして、第3表、地方債、5 ページ目に入ります。起債の目的につきましては、下水道公営企業会計適用債でございます。赤井川村公共下水道事業地方公営企業法適用業務で380万円の限度額を設定しております。起債の方法については、証書借入れまたは証券発行、利率については年5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法については、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるということで、地方債の限度額を設定させていただきよう計上してございます。

詳細については、担当の課長より説明をさせていただきます。

以上、議案の説明について終了させていただきます。よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

◎延会の議決

○議長（岩井英明君） 皆さん、本日はこれで延会したいと思います、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の宣告

○議長（岩井英明君） それでは、明日は午前10時より開議いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

大変ご苦勞さまでございました。

（午後 3時15分延会）